

厚生労働省説明資料

女性と年金に関する資料一覧

資料1 女性と年金をめぐる問題について

- ・ 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」委員名簿
- ・ 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の検討状況と今後の予定について

資料2 女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度

資料3 これまでの議論の概要

(第10回「女性と年金検討会」(平成13年9月3日)資料)

資料4 「女性と年金」問題を検討していく上での諸論点(案)

(第10回「女性と年金検討会」(平成13年9月3日)資料)

資料5 第3号被保険者制度に係る論点について

(第12回「女性と年金検討会」(平成13年10月3日)資料)

- ・ 世帯単位でみた給付と負担の均衡(第2回「女性と年金検討会」提出資料)

資料6 先進諸国の公的年金制度

(第9回「女性と年金検討会」(平成13年7月26日)資料)

- ・ 女性と年金に関する諸外国の年金制度について
- ・ 離婚時等の年金の取扱い(年金分割等)

女性と年金をめぐる問題について

- 女性のライフスタイルの変化等（女性の社会進出、人生設計の多様化、家族や就業形態の変化など）を踏まえ、女性と年金について年金制度全体にわたる検討が必要になってきている。
 - ※ 指摘されている課題は、第3号被保険者制度、パートタイム労働者の年金、離婚時の年金など。
- これらの指摘については、年金審議会の議論や各種調査でも意見が分かれたため、前回の年金制度改正では今後の検討課題とし、別途検討の場を設けて検討を行うこととなった。これを踏まえて、平成12年7月に「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」（座長：袖井孝子お茶の水女子大学教授）を設置した。
- 女性と年金をめぐる課題は、年金に限らず、民事法制、税制等幅広い分野にわたることから、検討会においては、民事法制、税制、他の社会保障制度など関連制度を含め幅広く研究しながら、女性の年金の在り方について検討しているところ。

【女性と年金に関して指摘されている主な課題】

（○は改正すべきという意見、●は現状維持の意見）

(1) 第3号被保険者制度

（現行制度）

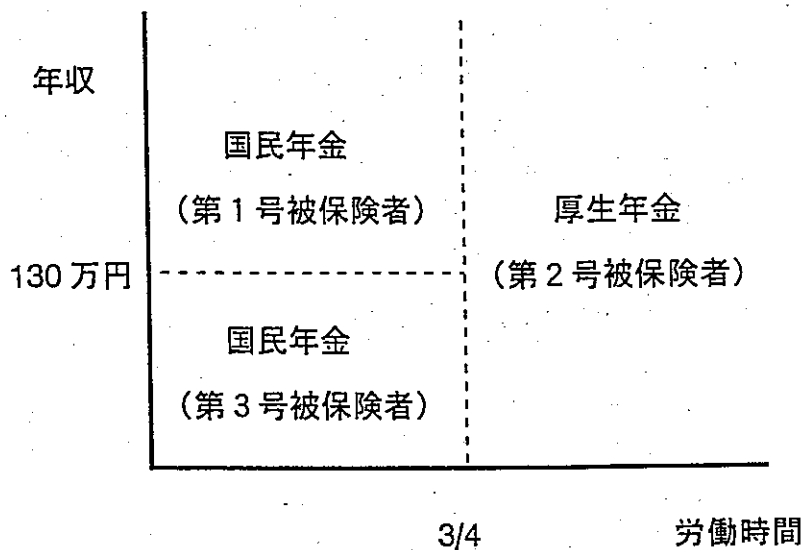
被用者の被扶養配偶者（専業主婦）については、国民年金の第3号被保険者として位置づけられ、個別の保険料負担は要せず、夫の属する被用者年金の保険者がまとめて、国民年金制度に拠出金として支払うこととされている。

（主な意見）

- 働く女性と専業主婦の間で負担が不公平、また、女性の就労に抑制的に働いている。
- 所得のない者からは保険料を徴収するべきではない。また、出産や育児など生活様式の変化が大きい女性の年金権を確保するうえで、第3号被保険者制度は合理的である。

(2) パートタイム労働者の年金

(現行制度)



(主な意見)

- 3 / 4 を引き下げてできるだけ厚生年金を適用すべき。また、収入が130万円を超えると第1号被保険者となり、国民年金の保険料負担(現行13,300円)が必要となるので、これを避けるために就労調整が行われているのではないか。
- 厚生年金適用に伴う当面の負担増について、事業主、本人の合意が得られるか。また、130万円を上下させても、別のレベルで就労調整が生じるのではないか。

(3) 離婚時の年金

(現行制度)

夫・被用者、妻・専業主婦の場合、離婚すると夫は厚生年金+基礎年金、妻は基礎年金のみ受給。

(主な意見)

- 報酬比例給付のない専業主婦に対して、離婚時には夫の厚生年金を分割すべき。
- 現段階では、年金分割は国民の意識になじまないのではないか。

(4) 育児期間の取扱い

(現行制度)

育児休業期間中の者は保険料免除。また、年金給付上は、休業期間は直前の給料で働いていたとみなして年金額を算定。

(主な意見)

- 世代間扶養の年金制度において、育児への支援を更に拡充するべきではないか。
- 少子化対応は、少子化対策として解決していくべきもの。無理に年金制度の中で進める必要はないのではないか。

(5) 遺族年金

(現行制度)

被保険者が死亡した場合に、その時点で生計を維持されていた遺族に対して遺族年金が支給される。

(主な意見)

- 個人単位化という観点から縮小・廃止すべき。
- 女性のおかれた社会実態から見て遺族年金は必要。

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」

委員名簿

(五十音順、敬称略)

○は座長 △は座長代理

- 今井 延子 全国女性農業経営者会議副会長
- 大島 敬子 主婦
- 翁 百合 日本総合研究所主席研究員
- 駒村 康平 東洋大学経済学部助教授 (社会保障論)
- 佐藤 英明 神戸大学大学院法学研究科教授 (租税法)
- 下村美恵子 足立区女性総合センター社会教育指導員
- 住田 裕子 弁護士
- 袖井 孝子 お茶の水女子大学生生活科学部教授 (家族社会学)
- 高島 順子 日本労働組合総連合会副事務局長
- 永瀬 伸子 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授 (労働経済学)
- 中田 正 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社副理事長
- 藤野真紀子 料理研究家
- 堀 勝洋 上智大学教授 (社会保障法)
- 堀岡 弘嗣 東芝人事勤労部労政担当部長
- △宮武 剛 埼玉県立大学社会福祉学科教授 (社会保障論)
- 山口 剛彦 社会福祉・医療事業団理事長

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の検討状況と今後の予定について

【検討の経過】

- 第1回：平成12年7月19日（検討会設置の趣旨、年金制度の概要）
- 第2回： 9月19日（現状の説明：女性のライフスタイルの変化等の現状個人単位化、第3号被保険者）
- 第3回： 11月22日（現状の説明：遺族年金、離婚時の取扱い、パート労働者）
- 第4回：平成13年3月1日（第3号被保険者制度の創設に係る議論等）
- 第5回： 4月12日（委員のレポートとそれに基づく協議）
- ・住田委員（弁護士）
法律論からのレポート（潜在的持分権との関係等）
 - ・永瀬委員（労働経済）
労働経済論からのレポート（女性就労の実態について、特に子の養育との関連でみた分析）
- 第6回： 5月17日（委員のレポートとそれに基づく協議）
- ・佐藤委員（租税法）
租税法論からのレポート（課税単位論、扶養控除制度、課税からみた夫婦財産の扱い等）
 - ・駒村委員（社会保障論）
社会保障論からのレポート（第3号被保険者の費用負担について公平性、効率性の観点からみた分析等）
- 第7回： 6月7日（委員以外の有識者からのヒアリングとそれに基づく協議）
- ・大澤教授（東京大学社会科学研究所）
男女共同参画論からのレポート
 - ・樋口教授（慶應義塾大学商学部）
労働経済論からのレポート（主にパート労働者の就業調整問題）

第8回： 7月13日（委員のレポートとそれに基づく協議）

- ・中田委員（年金数理）
年金数理面からのレポート
- ・堀委員（社会保障論）
社会保障論からのレポート

第9回： 7月26日（女性と年金に関する諸外国の年金制度について（配偶者、遺族年金、育児期間、年金分割等））

第10回： 9月3日（これまでの議論の整理、女性のライフスタイルの変化、多様化）

第11回： 9月25日（専業主婦、専業主婦経験者を交えてのフリートーキング）

第12回： 10月3日（第3号被保険者に係る保険料負担の在り方について具体的な考え方に則して議論）

【今後の予定】

第13回： 10月30日

第14回： 11月9日

第15回： 11月16日

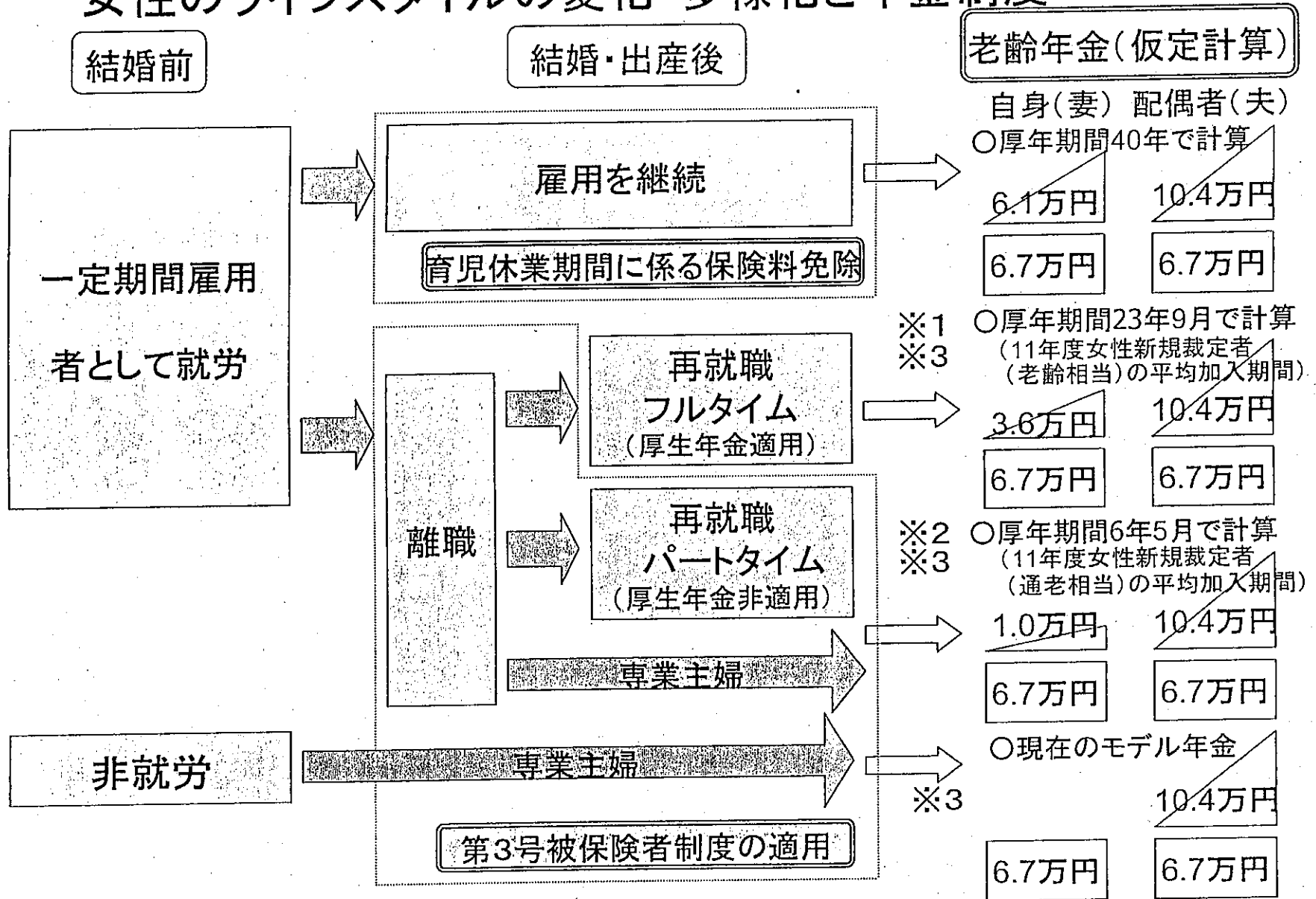
第16回： 12月7日

（予備日 12月14日）

（モデル年金の世帯の在り方、短時間労働者の厚生年金適用、離婚時の年金分割等具体的論点についての討議）

予定

女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度



※自身(妻)の厚生年金額は平成11年度の女性被保険者の平均標準報酬22.0万円、配偶者(夫)の年金額は平成12年制度改正における標準的な年金額を用いて計算

女性から見た場合の問題点

- ※1 離職により加入期間が短く、報酬額が低いことが影響して、自身(妻)に支給される年金額が低い。
- ※2 再就職が厚生年金の適用されない短時間雇用の場合は、再就職した期間が年金制度上評価されないため、さらに年金額が低くなる。(さらに、配偶者(夫)と離婚、死別した場合は、第3号被保険者制度も適用されなくなる。)
- ※3 これらのケースにおいては、離婚した場合、年金給付が基礎年金のみ、あるいは基礎年金と低い報酬比例年金となってしまう。

これまでの議論の概要

1. 基本的な考え方について

- 改革の最優先課題は、まずはナショナルミニマムとしての生活の保障であり、そして公平性の確保であるが、公的年金制度が労働力の供給に対して中立的であるということは、経済情勢の大きな変化の中でますます必要な要請になってきており、この点も重視して改革を考えるべきである。
- 改革に当たっては、「高齢者・障害者・遺族の生活の保障」「公平性の確保」「効率性・中立性の確保」「社会的妥当性・現実性の確保」「年金財政の健全化の確保」といった原則を踏まえ、制度設計を行うべきである。
- 社会保険は、「能力に応じて拠出し、ニーズに応じて給付する」のが原則。したがって、必ず所得再分配が生じる。その結果、当然に各人の損得が発生することになるが、過度の所得再分配は費用負担者の合意確保が困難になるので、所得再分配は合理的で公平であることが要請される。
- 負担の見返りとして給付があるという私的保険原理を社会保障の役割を果たす公的年金に完全に導入するのは無理ではないか。
- 男女共同参画社会の実現を阻害しないような年金制度にしなければならない。
- 男女の雇用機会、賃金等の雇用条件、雇用環境、雇用慣行、家族的責任等に差のない社会が実現し、男女が等しく働けるようになった場合には、第3号被保険者制度や遺族年金を廃止するのは当然である。こうした長期目標を達成するための社会経済の改革も必要となってくる。
- 今、企業の中では個人・企業の相互選択をキーワードに、処遇についても複線型を取り入れようとしている。画一的な議論ではなく、専業主婦でも働いている女性でも、選択肢を増やすという前提で、社会保障として国がどこまで考えるか、企業がどれだけサポートできるのか、本人がどれだけ自助努力するのか、総合的に議論する必要がある。

- 将来においては労働力不足が顕著になり、女性又は高齢者の労働市場への進出が絶対的に必要である。
- 環境整備が進めば、我が国の女性の労働力率は先進国並みに近づいてM字型カーブが序々になだらかになっていくのではないか。
- 労働市場では雇用形態の多様化といったものが急速に進展しており、パートタイマー、派遣労働者、嘱託、あるいは業務委託というような形で多様化の動きが見られる。これについては、価値観が多様化し、選択肢が増えていることであり、必ずしも否定すべき現象ではないとの見方もできる。
- 今後、両立支援策の整備が進めば、働く意欲・意思のある女性が労働市場に一層進出することは間違いない。これに伴い、専業主婦として残る人々は、夫の一定以上の収入を背景に、家庭内労働、地域活動・余暇活動等に充実感や必要性を求める層である。
- 社会が、主婦の仕事を、「心も体も健全な人を育てる」という意味で、非常に価値があるものとして認める。男女共同参画も年金も健康な働き手がいることが大前提である。青少年犯罪、若い母親の幼児虐待や引きこもりなどが増加するのも問題であり、家庭で、社会生活に適応する、健康な働き手を育て上げることがどれほどの意義があることかを社会的に明確にするということは大切なことである。
- 今の日本のような世帯主モデル、すなわち世帯主の雇用を保障し、世帯主を通じて無償労働をしている妻の生活費を賄うというのはかなり古いタイプの夫婦モデルであり、諸外国においても、介護や保育が外部化し、女性が労働市場に出ていく中で、それではうまくいかなかった。そこで、人口の再生産が行われるような仕組みが必要となり、新しいタイプの社会保障モデルに変わってきている。
- 例えば年金分割のような結婚相手の所得に依存して年金権を得る制度は、男女の性別役割分業をむしろ強化する方向に働くおそれがある。そうではなくて、出産して子育てをするために退職すると年金は大きく下がってしまうが、維持可能な年金制度のためにも、出産して子どもを育てることは実物としての年金制度への出資をしていることになるのだから、出産や子育てを保険料や給付に考慮し、女性が自ら働いて高い水準の年金を得ることができるよう制度にすべきである。

- 子どもを出産した時期に働くか自ら育てるかは本人の選択によるべき。そのためには、出産などのケア活動を担っている者に対して、年金上の評価を行い、ケア活動を担う者が不利にならないような制度にすべきである。
- 働ける環境にある者については就業することが抑制されない、就業にはそれなりの見返りがある、という枠組みが必要である。
- 介護や育児を行う女性や低所得世帯への配慮は必要だが、権利と義務をきちんと担うという意味で、保険料を払い、年金を受給するという個人単位化を進めるべきである。
- 子ども等被扶養者の存在などを考えると、社会保障全体を個人単位にすることは不可能。年金制度あるいは社会保障制度において世帯単位から個人単位へという大上段の議論をするのではなく、第3号なら第3号、遺族年金なら遺族年金と個別の問題について議論していく方がよいのではないか。世帯単位から個人単位へということで議論を始めると袋小路に入るし、矛盾も生じるのではないか。
- 遺族年金について個人単位化するということは、結局、遺族年金を廃止することを前提にするということか。
- 消費及び労働については世帯単位で動いている部分がかかなりあるのではないか。
- 今ここで考えるべきは、将来の社会状況に対応した制度ではなく、従来の制度が対応していた人々と新しい制度で対応すべき人々が入り交じり、両者の比率も変わっていくという状況を前提とした制度である。その意味では、壮大な経過措置を構築することが求められている。最終的に目指すべき制度があるということではなく、常に過渡期であり、それに対応した制度として考えていくべきである。
- 検討会では、現状は現状であるとして、年金制度によって現状を変えていく動機になるような結論が出るようにすべきである。
- 専業主婦がまずありきで、その方々には配慮して制度設計を行うというようなことでは、制度によって今後の性別役割分担を固定的なものとして定着させるおそれがある。

- 将来に向かって年金制度を改正することは必要であるが、現実に現在1200万人の被扶養配偶者がおり、これに対する年金の保障をどうするかということを考えることも必要である。
- 健康保険も含めて社会保障制度自体の中の整合性も考えていく必要がある。
- 制度改正の制約としては、被用者保険との整合性、実効性、財政的な持続可能性が挙げられる。
- 年金制度を考えるに当たっては、財源の問題は非常に大きな問題だが、長期的な展望を検討するときは、財源は財源として、筋論としてどうあるべきかということについて議論を尽くす必要があり、その中で財源等の現実論とのすり合わせを行い、妥当な結論を得るべきである。
- 企業の立場からすると、社会的責任という部分は十二分に認識しているが、やはり企業にとっては競争力という観点から負担が増えるのは厳しいものがある。
- 公的年金を、拠出は総所得に比例し、給付は拠出総額に等しい、全国民加入の一元的年金として再構築する。夫婦については、拠出を合算して2分したものを各人の拠出とする。低所得者には、最低生活を保障するため、国税の累進的所得税を財源とするミニマム年金を支給する。

2. 第3号被保険者について

- 第3号被保険者制度を創設した昭和60年改正の当時は、自分で保険料を納めて年金権を受けたいという意見よりも第3号被保険者制度によって婦人の年金が確立されたという声が圧倒的に多かった。
- 第3号被保険者制度は制度導入当時はそれなりの意義はあったが、現在では、被扶養内での就業を促進するという矛盾を作り出している。
- 無収入である学生、自営業の妻との不均衡が存在する。
- 農業者の女性については、税務申告上給与があるという形式になっているだけで実際には給与がないという場合も多く、また、育児休暇もない。農業を取り巻く環境が厳しくなる中、経営を必死に支えながら、年金保険料を納めているのが現状である。

- 現行の年金制度では、第1号被保険者は応益負担で、第2号、第3号被保険者は応能負担であり、負担の考え方が全く異なるので、第1号被保険者と第2、3号被保険者とは比較できない。
- 専業主婦というグループも一律で扱うのではなく、パートで働いている人、働いていない専業主婦、パートであっても社会保険に加入して働いている人を区別して議論する必要があるのではないか。
- 現在、専業主婦については保険料の負担なしに給付がなされているが、これは本来ならば資力調査を行い、生活に困窮している者について、憲法で認められた最低限度の生活水準を維持させるという扶助原理に基づくものであり、恩恵的な権利である。一方、昭和60年改正前の任意加入制度では保険料を負担しており、これは対価的関連を持つ保険原理に基づくものであり、当然に給付を受ける権利である。
- そもそも社会保険は応能負担でニーズに応じた給付を行うもので、保険原理と扶助原理に基づいているおり、基礎年金自体、応能負担・定額給付で、扶助原理と保険原理の混合であり、昭和60年改正前と改正後で原理が異なるというものではない。
- 主婦という存在価値が家庭の中でも、社会的にも認められるべきであり、そのためにも、社会の一員として、主婦が労働をしている証として、保険料を個人負担した方がよい。
- サラリーマンの妻は保険料を払っていないわけではなく、世帯単位で夫婦の保険料を応能負担で払っている。
- 夫の年収が上がるほど女性が専業主婦化することは明らかであるが、末子年齢が低い層では、夫の収入がとても低くても、その妻の半数以上が専業主婦であることを考えると、専業主婦全てが保険料を負担するという事は難しい。一方、働ける環境があっても働かないという選択を行う場合には保険料を免除する必要はない。
- 現在、多くの女性は育児期間中には離職して家庭にいるという事実があり、単純に第3号被保険者制度を廃止することは出産抑制的な効果を及ぼす。育児をしながら働くことができる環境が十分に整備されていない場合には、次世代の育成を担っているという点で年金制度上一定の評価を行い、不利にならないようにすべきである。
- 夫の所得が高い層ほど第3号被保険者が多く、保険料が免除されている一方で、夫の所得が低い層には妻が第1号被保険者として保険料を負

担している場合も多くあり、逆進的な状況が生じている。

- 基礎年金は応能負担・定額給付であるため、所得が高い者ほど損をするシステムであり、これと第3号被保険者制度で得をすることが相殺しあうことになるので、必ずしも逆進的であるとはいえない。
- 妻は夫の収入に対して家事労働等無償労働で寄与しており、夫の財産の1/2について潜在的持分権を有している。また、妻は婚姻費用を夫と共有しており、働いて収入のある夫に婚姻費用分担義務がある。しかも、夫婦には特に重い生活保持義務がある。したがって、妻の年金保険料は婚姻費用に含まれると考え、具体的な保険料額を算出し、夫婦の分を夫が全額拠出することにより、妻にも夫と同額の年金を給付すべきである。これは一種の賃金分割で、共働き夫婦にも適用可能。この考え方は、少なくとも法律上、民法上問題がない、可能であるが、これを現実の政策として、今、採用し得るかどうか、国民意識に沿うかどうかということとは次のレベルの問題として考えたい。
- 潜在的持分というのは権利ではない。権利として認められるのは死亡相続のときと離婚のときだけ。1/2の財産分与、夫婦の財産の共有、潜在的持分についても、いろいろな学説、判例があるのではないか。潜在的持分、共有ということと保険料負担能力があるということは別の話なのではないか。世帯単位の応能負担と考えれば、現行制度でも合理性はある。
- 社会保険、特に被用者保険においては、負担能力の判断基準は賃金だけである。潜在的持分権の対象は資産であると考えられるが、これと負担能力はどのような関係になるのか、資産も負担能力の判断基準にするということなのか、という点が問題になる。
- 税法上は、婚姻期間中に夫の所得から夫の名義で取得した資産について、潜在的であるにせよ、ないにせよ、妻の持ち分は観念されていないのが現在の判例及び課税実務の考え方である。
- 被用者保険の基礎的給付部分について、応能負担原理を修正し、応益負担原理を一部加味すべき。具体的には、専業主婦世帯の保険料率を共働き世帯の保険料率よりも高くするべきである。

- 月額50万円の片働き世帯と夫婦の合計賃金が50万円の共働き世帯の場合、現行では保険料額も年金額も同額であるが、専業主婦の妻分の保険料を賦課すると、年金額は同額にもかかわらず保険料負担は片働き世帯の方が多くなり、不公平である。
- 夫の賃金に対して妻の保険料分としての定率負担を課するという提案については、基本的には厚生年金は応能負担で定額給付と所得比例給付が出るのに、妻の上乗せ分について定額給付のみで所得比例給付がないことになり、不公平であるという問題点がある。
- 片働き世帯の場合、妻の家事労働により帰属所得が発生しており、応能負担という考え方に立っても、その分保険料が高くて不公平ではない。
- 帰属所得は片働き世帯だけではなく共働き世帯にも発生するものであり、片働き世帯だけに保険料を課すことは不公平ではないか。また、帰属所得は観念的なものであり、現金があるわけではないので、制度化するのは困難である。
- 一般的に片働き世帯の所得は高く、また、低所得者部分については免除等を行えば、片働き世帯に上乗せの保険料負担を課しても大きな問題は生じない。
- 第3号被保険者制度を廃止することは、再び女性の無年金の問題を生じさせることになり妥当でなく、パート就労者への厚生年金の適用拡大、基準額である130万円の引き下げなどでその範囲を縮小することにとめるべきである。
- 第3号被保険者制度を廃止し、現在の第3号被保険者は国民年金の任意加入にするという案もあるが、年金財政を不安定にし、任意非加入者は無年金・低年金になり皆年金でなくなる、という問題点がある。
- 厚生年金の保険料を基礎年金分の定額保険料と厚生年金分の定率保険料に区分し、第3号被保険者は定額保険料を支払うこととするという案もあるが、定額保険料は逆進的で、低賃金の者の負担が重くなるという問題点がある。
- 第3号被保険者の給付水準を引き下げるという案もあるが、片働き世帯をモデルとしている被用者年金の水準の見直しが今必要になってくるということに留意する必要がある。
- 賃金の2分2乗法により年金分割を行った場合、妻の60歳から65

歳までの間は妻の年金が出ないので、夫婦の年金水準が低くなってしま
うという問題や、子どもの遺族年金をどうするのか、実態としては遺族
年金の切り下げにすぎず、低所得の女性高齢者を増やすだけではないか、
といった問題がある。

- 第3号被保険者制度の改正の時期をある程度明示することで、50歳
代以上の世代の女性には安心感を与える一方で、若い世代の女性には経
済的自立を促していくということが非常に重要であるのではないか。

3. 短時間労働者への適用について

- 効率性の観点から、少子高齢化が進む中で個人が意欲と能力に応じて
力を発揮できる社会を形成すべきであり、働きたい人が働くことを邪魔
するような制度は再検討する必要がある。
- 年金保険料、課税、配偶者手当などが100万円から130万円まで
に集中し、これら全てが複合することで、明らかに就労調整が起こって
いる。
- 年収基準を超えることによって生じる社会保険料や税金分などを取り
戻すためには、大幅な労働時間の延長が必要であるため、短時間労働を
選択するという就業調整が起こる。また、賃金を上げると就労調整が行
われ、働く時間が減ることになるので、使用者側も賃金を上げようとは
せず、結果的にパートの低賃金を助長している。
- 夫の所得が高い層は、夫の配偶者手当も高いなど就業調整の壁が高い。
高学歴の女性ほどこうした男性と結婚している場合が多く、潜在的に優
秀な女性労働力が存在し、これが自主的に就業調整を行ってしまってい
る。
- 被用者保険は応能負担であり、所得なしの第3号被保険者について負
担がないのは当然だが、130万円未満の収入がある配偶者が、所得が
あるにもかかわらず応能負担の対象外となっており、この水準について
は検討が必要。

- 年収基準を130万円から103万未満に引き下げた場合、税金がかからなくなり、所得把握できなくなるという問題点がある。また、基準を100万円近辺に設定すると、現在でもある就労調整問題が悪化するという問題もある。
- 労働時間基準を現行の3/4から1/2に、年収基準を130万円から65万円程度に、それぞれ引き下げ、どちらの基準を超えても同じように第2号とすることとしてはどうか。
- 労働時間基準と年収基準の引き下げという提案については、企業側の猛烈な抵抗が予想される。また、低賃金のパートであっても報酬比例部分も含めて年金を支給するという提案については、制度としての整合性があるのか、財政的にもつのか、といった疑問がある。これに応えていくために、低賃金のパートには保険料率も低くし、報酬比例部分の給付も低くしていくという方策は採れないか。
- 低賃金の場合には低い保険料負担であるが、給付は定額の基礎年金があるので、財政的には悪化する。これを解決するための提案としては、基礎年金に充当する保険料に相当する賃金分はカットして、それを除いた賃金で2階分の厚生年金額を計算するというものがある。
- 現行の厚生年金の報酬比例部分は、完全報酬・期間比例方式になっており、支給乗率も下げていることから、子育て終了後の女性が第2号被保険者になっても、低額の報酬比例年金が上乘せされるだけである。すなわち、本格的に働かないことが最も有利になるように制度が設計されており、結果的に、主婦労働が低賃金補助的になり、本格的に働く必要がある人も低賃金になってしまっている。
- 労働時間の3/4基準を引き下げたとしても、厚生年金の標準報酬の下限が月額9万8000円のままであれば、例えば月収5万円程度の者にとって重い負担になり、逆進的なものとなる。また、国民年金の130万円の年収基準を下げても、保険料が1万3300円のままであれば、やはり低所得者には重い負担になる。
- 未婚女性が急増している中で、未婚女性は年齢が上がるにつれ労働力率が低下し非正規労働が増加する現状があり、現行のまま非正規労働を報酬比例年金の枠外にしたままだと、報酬比例部分を持たない未婚女性が増加していくことが予想される。

- 年金加入を希望しないパート労働者が多い要因の1つは、遺族になったときには自分の年金保険は掛け捨てになると考えている者が多いと推測される。障害年金の存在等行政当局はもっとPRすべき。
- 第3号被保険者の範囲を縮小するということは、医療保険制度にも直ちに連動し、保険料負担能力の低い被扶養配偶者が独自に国保に加入することにつながり、国保財政に大きな影響を与える可能性がある。

4. 育児期間等の取り扱いについて

- 賦課方式の色彩を持った年金制度においては、前世代の老後負担を担う次世代を育てる負担を明示的に考慮する必要がある。
- 育児をすることが不利益にならない多様な選択肢が保障されるべきである。
- 共働き世帯か専業主婦世帯かを問わず、6歳以下の子どもを扶養している世帯に対しては保険料の軽減措置かメリット制を導入すべきである。
- 現在1年間である育児休業中の保険料免除を3年程度に延ばすべきである。
- 例えば、出産により報酬比例制度の加入期間が短くなってしまった場合に、その期間に限って乗率を引き上げることで不利にならないようにし、本人が仕事をすることで相応の報酬比例年金を得ることができるようにしたらどうか。
- 年金制度で少子化対応を解決していこうと無理に考えるのではなく、少子化対応は少子化対応として、そのポリシーの目的にあった形の政策をとるとというのが本質的な解決である。

5. 離婚時の年金分割について

- 現在、夫の報酬比例部分に対応する給付については、妻の寄与分は考慮されておらず、妻に受給権はないが、離婚清算時にその潜在的持分権を具体化して妻に譲るということは法律上は可能である。
- 年金分割は年金の一身専属性に反するという意見があるが、全財産の1/2の潜在的持分権を有し生計同一者である妻を一身専属性を理由に排除することは不当である。
- 離婚による年金分割を認めた裁判例は多数あり、法律上何らかの手当を行うことは過渡的措置として可能である。
- 離婚するときの財産分与について、その割合を1/2にするというのが国民的な合意になっているのか。年金分割することは賛成だが、年金制度が先走って、1/2の財産分与が法定される前に1/2を決めることがいいのか。
- 内助の功の利益を受けたのは夫なのだから、夫婦間での年金移転で解決すべきである。報酬比例部分の年金分割については、分割するかしないか、あるいは分割割合も自由にし、受給開始時に社会保険庁に登録すべきではないか。
- 年金分割を行った場合には、過去の分も分割するのか、将来分だけにするのか、という非常に難しい問題が生じる。
- 離婚時の年金分割を制度化する場合には、今後、離婚、再婚の増加が予想される中で、個々の被保険者の婚姻ステータスを継続的に把握する必要があるが、これは相当に複雑なものになると考えられる。
- 中長期的な課題として離婚分割を検討していくべきである。

6. 遺族年金について

- 夫が長生きすれば、その分夫が老齢年金を長く受給し、夫が早死にした場合には、妻が夫の老齢年金の3/4に当たる遺族年金を受給することになっており、遺族年金を受給する妻が得をしているとは必ずしも言

えない。

- 現在既に高齢である人、今後就労して自ら収入を得られない人については、過渡期的な措置としての遺族年金は必要であるが、若年世代については、就職して自ら収入を得る可能性がある限りにおいて、今後遺族年金を廃止するという方向性を明確に示す必要がある。
- 現実に男女の賃金格差が大きく、また、雇用機会にも男女格差がある現状においては即時の個人単位化はなじまないと考える。しかし、夫婦の合意の上での適用除外を認めることは可能であり、その場合、離死別に関わらず婚姻期間について拠出、すなわち将来の年金給付額の基礎がを2分されることにより、遺族年金は不要になる。
- 若い時に死亡した場合、例えば、子どもを2人抱えて夫が亡くなったというような場合にも遺族年金を廃止するのか。
- 若い時に死亡した場合には、子どもの生活費は児童手当で賄い、母親本人の生活費は、就業機会が保障され、保育サービスが保障されているかぎり、本人が働いて稼ぐべきである。
- 遺族厚生年金の受給要件は、男性については55歳以上であるのに対し、女性については制限がない。これは明文の男女差別であり、できるだけ速やかに解消すべきである。
- 現行の遺族厚生年金の3つの選択肢を廃止し、例えば夫婦の老齢厚生年金額の合算額の3/5を遺族厚生年金額とするという案も一つの解決方法ではないか。
- 遺族年金の支給を望む者が任意に遺族保険料を納めるという案や、妻帯者から遺族保険料を強制徴収するという案が考えられるが、前者については、非加入で遺族となった者の生活保障に欠けること、公的年金制度において任意加入を認めることに伴って生じる問題が多々あること、後者については、妻帯者のみの保険というのは社会保険として妥当か、応能負担であるところに応益負担を加味することの可否、といった問題がある。
- 再婚による遺族年金失権を廃止すべきという案もあるが、若年死亡の場合には再婚した夫が働いて十分な給与を得ている場合も多く、こうした場合にも遺族年金を支給する必要はあるのか、という問題がある。

「女性と年金」問題を検討していく上での諸論点（案）

1 社会保険制度としての年金制度の「能力に応じて拠出し、ニーズに応じて給付する」原則の下で、どのように制度を見直すべきか。

- ・ライフコースが多様化する中で、平均的には、報酬額が低く被用者年金への加入期間が短い一方、老後期間の長い女性に対し、必要な年金（老齢年金、遺族年金）をどのように保障していくのか。

- ・短時間労働者への厚生年金適用
- ・子育て期間等の評価
- ・離婚時の年金の扱い
- ・遺族年金

- ・所得再分配によって生活保障を行う年金制度において、公平性をいかに確保すべきか。また、生計が世帯を単位として営まれている中で、年金の給付を行い負担を求める単位として、個人と世帯の関係をどのように整理すべきか。

公平性 — 片稼ぎ・共稼ぎ間、世帯・単身間、所得階層間、男女間等

- ・公平性を確保していくためには、「能力に応じて拠出し、ニーズに応じて給付する」原則を修正し、年金制度に「受益に応じた負担」という考え方を入れうるかどうか。また、「貢献度に応じた給付」という要素を強化しうるかどうか。

- ・年金制度において、男女共同参画をどのように進めていくのか。

2 個人の多様な選択に中立的な制度を目指すため、どのように制度を見直すべきか。

- ・短時間労働者の増加等雇用形態の多様化に対応し、働いた分が自らの年金（老齢年金、遺族年金）に反映できるよう、制度をどのように見直すか。

- ・仕事と家庭の両立支援に向けて、子育て期の保険料負担や年金給付について、何らかの配慮を行うかどうか。

3 急速な少子高齢化の影響を緩和するためには、支え手を増やすことが必要であるが、このためにはどのように制度を見直すべきか

- ・短時間労働者の増加等雇用形態の多様化に対応し、働いた分が自らの年金（老齢年金、遺族年金）に反映できるよう、制度をどのように見直すか。（再掲）

- ・世代間扶養の年金制度において、出産、育児への支援を更に積極的に講じるべきかどうか。

4 具体的に論議すべき制度設計上の論点としてどのようなものがあるか。

- ・制度設計上の具体的な論点としては、次のものがあげられるのではないか

－どのような世帯をモデルとして年金の給付設計を行うか。

（現在は、片稼ぎ世帯（妻は専業主婦で厚生年金加入期間なし）23.8万円/月の年金水準（厚生年金）を設定）

－第3号被保険者制度

－短時間労働者に対する厚生年金の適用のあり方

－育児期間等の取扱い

－離婚時の年金分割

－遺族年金（給付水準、男女の取扱いの違い）

- ・今後、一層厳しくなることが予想される年金財政の健全さの確保と上記の論点の対応策との間でどのように調整を図るか。

- ・年金制度の国民生活に与える影響の大きさを考えると、将来の社会経済状況を想定した上で、現行制度からの円滑かつ着実な移行が必要なのではないか。

5 「女性と年金」問題の検討と併せて、次のような環境整備が必要ではないか。

- ・女性の就労支援のための施策の充実が必要ではないか（さらに、年金制度のあり方を考えれば、高齢者や障害者に対する就労支援も必要ではないか）。

- ・世代間扶養を基本とする公的年金において次世代を担う者の育成が本質的な問題である中で、年金制度における対応も含め、各方面における少子化対策（子どもを産み育てることへの支援、子どもを産み育てやすい環境作り）の積極的な推進が必要ではないか。

- ・被用者に対する制度としての構成が共通する健康保険制度や税制、民事法制、企業の扶養手当の問題についても併せて検討していくことが必要ではないか。

第3号被保険者制度に係る論点について

	頁
◆ 各制度における保険料（税）賦課の考え方について -----	1
◆ 昭和60年改正前後のサラリーマンの被扶養配偶者に係る保険料負担と給付の位置づけの違い -----	2
◆ 基礎年金の費用負担 -----	3
◆ 現行の制度における保険料負担と給付 -----	4
◆ 現行の制度における保険料負担と給付（参考1） -----	5
◆ 現行の制度における保険料負担と給付（参考2） -----	6
◆ これまで議論のあった第3号被保険者に係る保険料負担の考え方 -----	7
◆ 現行の制度とⅠ案の比較 -----	8
◆ Ⅰ案の議論のポイント -----	9
◆ 現行の制度とⅡ案の比較 -----	10
◆ Ⅱ案の議論のポイント -----	11
◆ 現行の制度とⅢ案の比較 -----	12

	頁
◆ Ⅲ案の議論のポイント -----	13
◆ 現行の制度とⅣ案の比較 -----	14
◆ Ⅳ案の議論のポイント -----	15
◆ Ⅴ案の議論のポイント -----	16
◆ 現行の制度とⅥ案の比較 -----	17
◆ Ⅵ案の議論のポイント -----	18

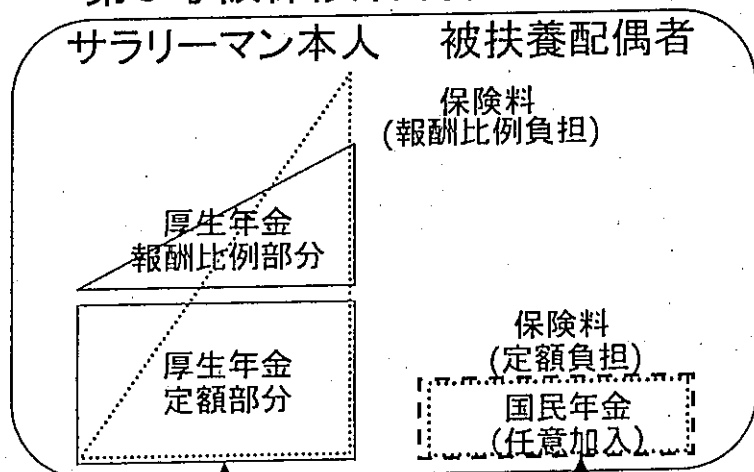
各制度における保険料(税)賦課の考え方について

- 保険料は定型的に所得がないと考えられる者には賦課していない。
- 負担能力の判定（とりわけ保険料減免）に当たっては、最終的には世帯を単位としてとらえられている。

	賦課される保険料(税)額	納付義務者	連帯納付義務	負担額について納付義務者本人の所得以外の考慮要素
国民年金 〔第1号被保険者〕 (自営業者等)	被保険者個人ごとに定額 (現在13,300円)を賦課	被保険者	世帯主及び 配偶者	被保険者本人、世帯主、配偶者がいずれも一定の収入以下である場合は、保険料の一部又は全部を免除
厚生年金 健康保険	被保険者個人ごとに標準報酬(賃金)の一定割合(厚生年金は現在17.35%)を賦課	適用事業所 〔被保険者から〕 天引き徴収	なし	なし
国民健康保険	被保険者について算定した所得割額(定率)、資産割額(定率)、被保険者均等割額(定額)及び世帯別平等割額(定額)の合計額を世帯主(被保険者以外でも可)に賦課	世帯主 〔生活の中心と〕 なる者	なし	定額部分について、世帯主(被保険者以外でも可)及び被保険者である世帯員の所得の合計額が一定金額以下であれば、減額
介護保険 〔第1号被保険者〕 (65歳以上)	被保険者個人ごとに所得段階別の定額を賦課	被保険者	世帯主及び 配偶者	他の世帯員がいずれも市町村民税非課税である場合は、基準額よりも減額 ※第1号被保険者の4分の3が市町村民税非課税である中で、可能な限り低所得者にきめ細かい配慮を行うため、世帯による保険料負担能力(他の世帯員の所得も考慮)を加味。
所得税 住民税	所得を稼得する個人に対し、所得の一定率(所得段階に応じて累進構造を持つ定率)を賦課	所得を稼得する個人	なし	納税者及び世帯員の人的事情等による所得控除(老年者控除、扶養控除等)

昭和60年改正前後のサラリーマンの被扶養配偶者に係る保険料負担と給付の位置づけの違い

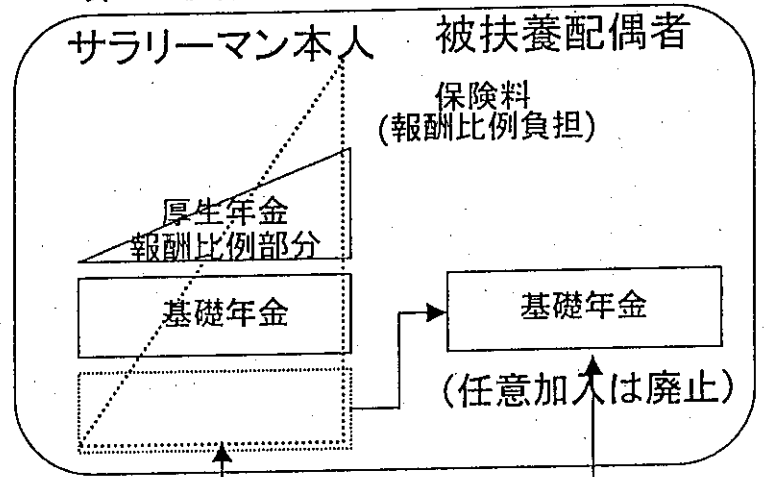
第3号被保険者制度創設前



・夫婦2人の生活を支える年金をサラリーマン本人に支給
 ・保険料は、サラリーマン本人が報酬比例で負担

・左の年金に加えて任意加入
 ・この場合、保険料は、被扶養配偶者が定額で負担

第3号被保険者制度創設後



・サラリーマンの年金から被扶養配偶者の基礎年金相当部分を分離
 ・保険料は、サラリーマン本人が報酬比例で負担

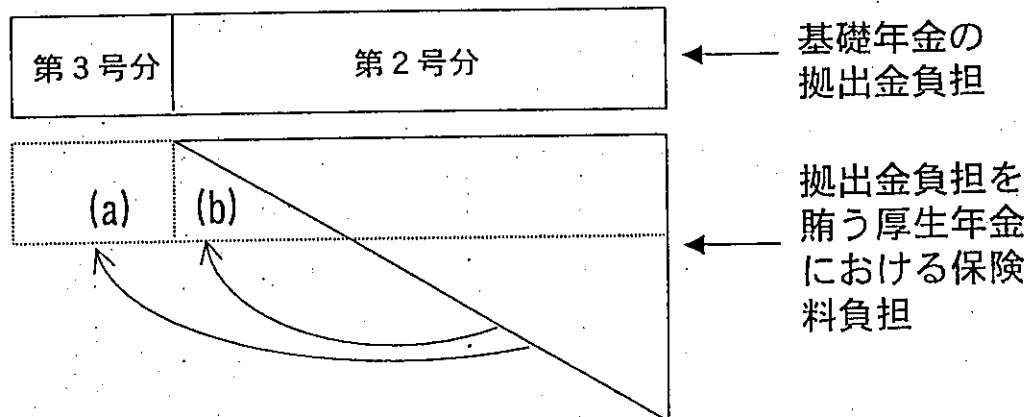
この給付を含めて夫婦2人の生活を支える年金となっている

- 被扶養配偶者の基礎年金は、従前の制度でサラリーマン本人に対して行われていた給付が基礎年金として分離したもの。
- 任意加入はこれとは別途の負担による別途の給付であり、基礎年金の導入によって廃止された。
- したがって、かつて任意加入により保険料を負担していたから、現行の制度においても保険料を負担すべきということにはつながらない。

基礎年金の費用負担

- 基礎年金の給付に要する費用は、年度ごとの給付費の総額を、被用者年金各制度及び国民年金制度が、それぞれの被保険者数（被用者年金制度については第2号及び第3号。国民年金については、保険料納付者）で按分して負担（いわゆる頭割り）
- 厚生年金はこのように頭割りで割りふられた額を、被保険者の標準報酬（賃金）に応じて賦課する定率の保険料の中から負担している。すなわち、厚生年金制度においては、第2号被保険者が、賃金に比例する形で基礎年金費用を負担していることとなる。

〔厚生年金の例〕

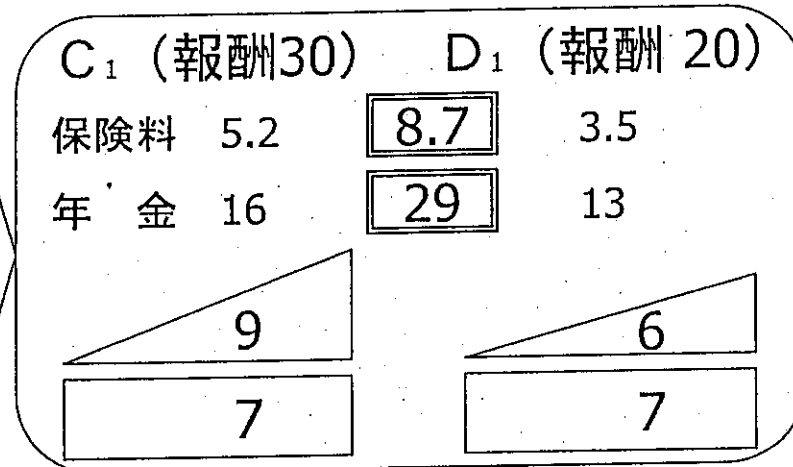
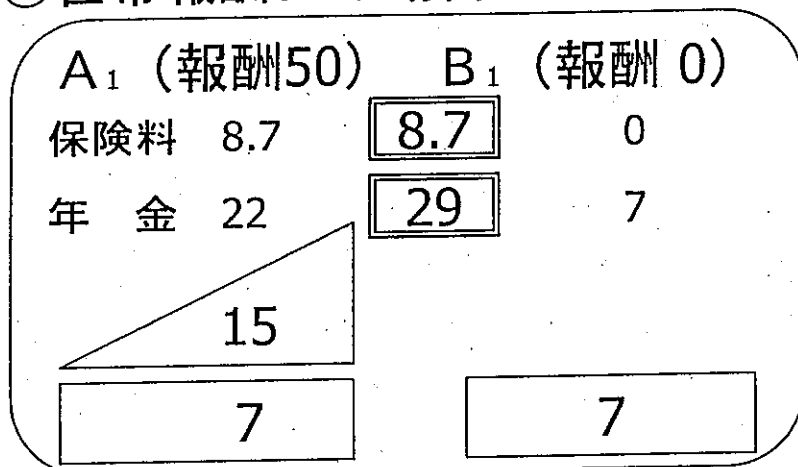


- したがって、保険料負担のない第3号被保険者、賃金が低く保険料負担の低い第2号被保険者の基礎年金負担を、高賃金の第2号被保険者が支える仕組みとなっている。
- また、第1号被保険者の保険料で第3号被保険者を支える仕組みにはなっていない。

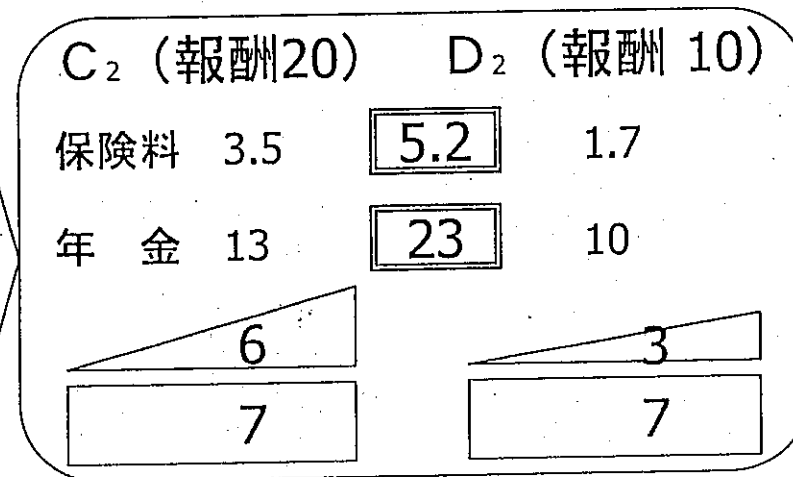
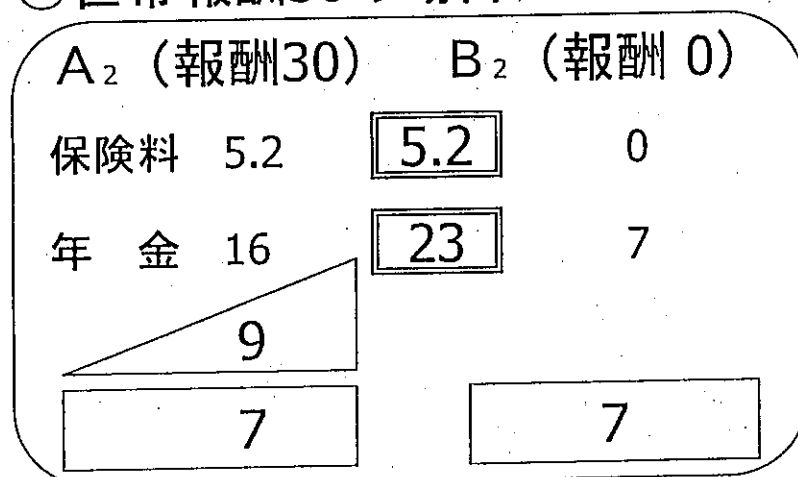
現行の制度における保険料負担と給付

○世帯報酬50の場合

(単位：万円 以下同じ。)



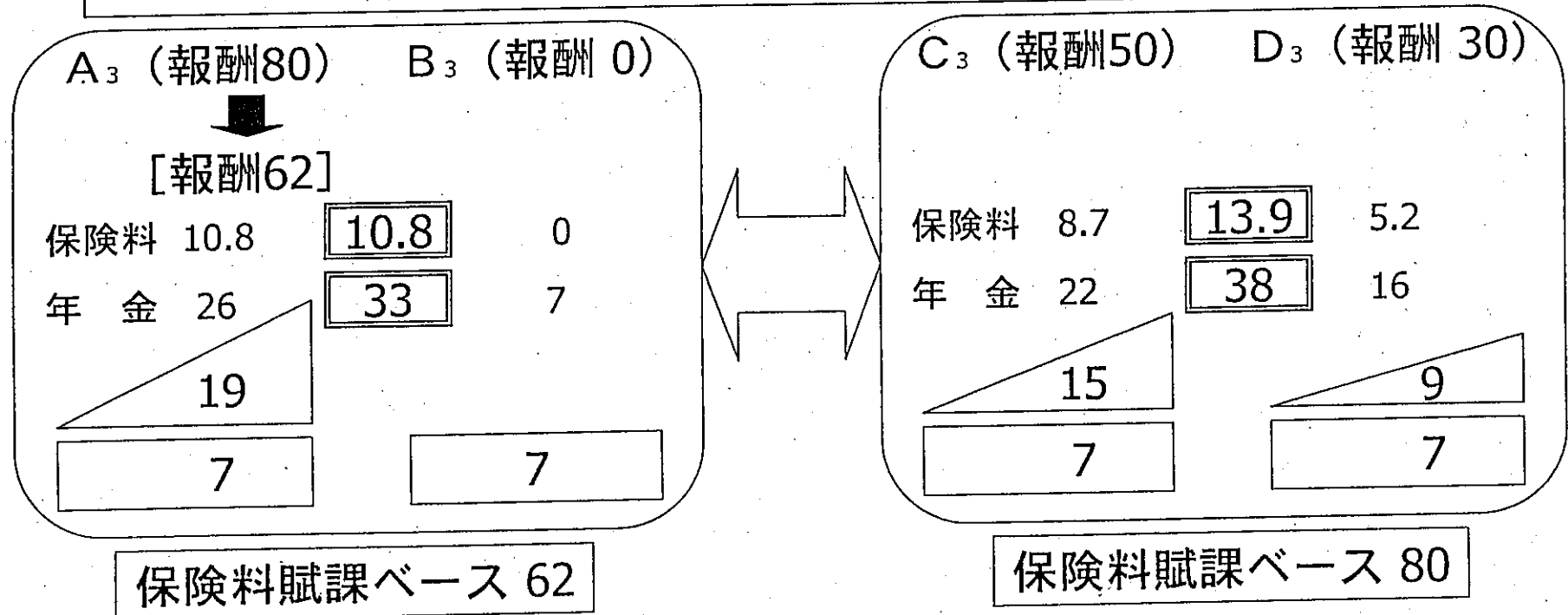
○世帯報酬30の場合



○夫婦世帯で報酬額が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額

現行の制度における保険料負担と給付(参考1)

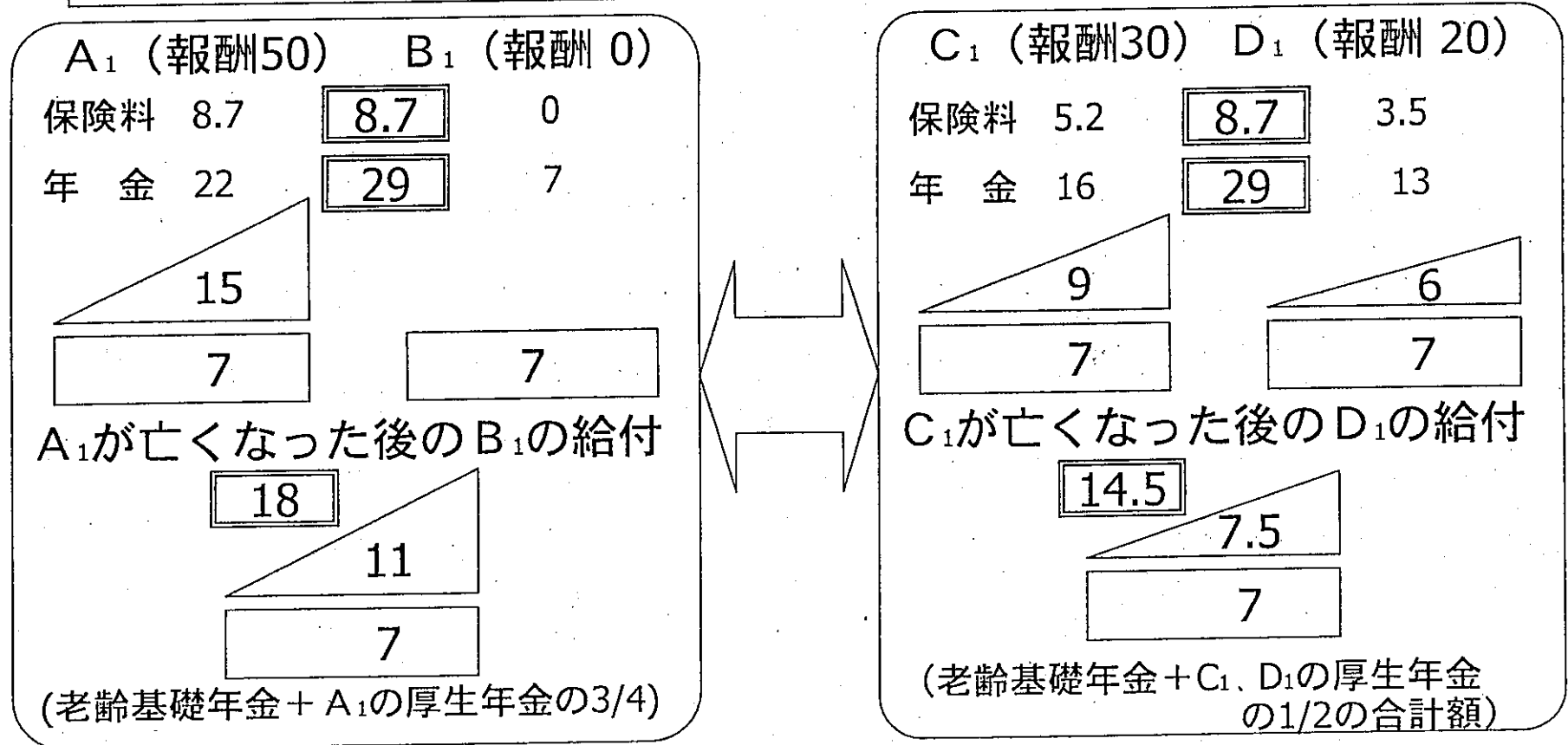
年金の保険料賦課や年金額算定の基礎となる標準報酬については、過大な年金給付を避けるなどの理由により上限が設定されている。現在の上限額は62万円。これにより、これを超える高い賃金であっても、保険料、年金額の計算上62万円として計算される。



- 夫婦世帯で報酬額が同じであっても、標準報酬上限額の存在により、片働きと共働きで保険料賦課ベースが異なるケースが存在
- この場合、基礎年金に関しては、共働き世帯は片働き世帯より相対的に負担が重くなる

現行の制度における保険料負担と給付(参考2)

厚生年金のある妻の夫の死亡時の年金については、妻自身に対する基礎年金と、
 ①妻自身の厚生年金、②夫の厚生年金の3/4（遺族厚生年金）、
 ③妻自身の厚生年金の1/2+夫の厚生年金の1/2（遺族厚生年金の2/3）
 のいずれかを選択することとなっている。



○夫婦世帯で報酬額が同じ場合、老齢年金では給付と負担の関係が同一であるが、遺族年金については同一とはならない（これは、遺族に対する年金の水準の問題）。

これまで議論のあった第3号被保険者に係る保険料負担の考え方

〔第3号被保険者の範囲と関わりが深い「短時間労働者への厚生年金保険適用のあり方」については、次回検討会でご議論いただくこととしており、この資料には含めていない。〕

	保険料負担の考え方	具体的な負担の求め方		第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
		定率・定額	負担者(夫、妻)	
現行	応能 (負担能力に応じて)	定率	夫	通常所得のない第3号被保険者に独自の負担を求めるとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担する。
I	応能 (負担能力に応じて)	定率	妻	潜在的持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の負担を求める。
II	応益 (受益に応じて)	定額	妻	2号の定率保険料は、第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に第3号被保険者たる妻自身に第1号被保険者と同額(現在13,300円)の負担を求める。
III	応益 (受益に応じて)	定額	夫	2号の定率保険料は、第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号の保険料と同額(13,300円)を加算した負担を求める。
IV	応益 (受益に応じて)	定率	夫	まず、2号の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した負担を求める。
V	第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限る(その余の期間については、いずれかの方法で保険料負担を求める。)			
VI	応能 (負担能力に応じて)	定率	夫	専業主婦家庭の割合が高収入になると高まることに着目し、高所得者について保険料報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求める。

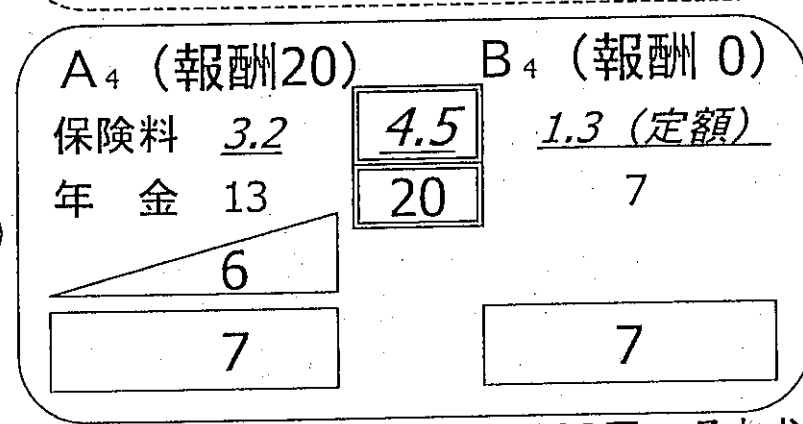
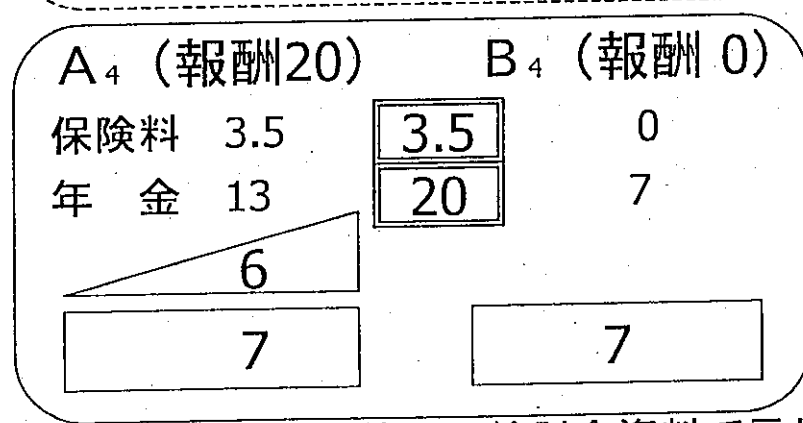
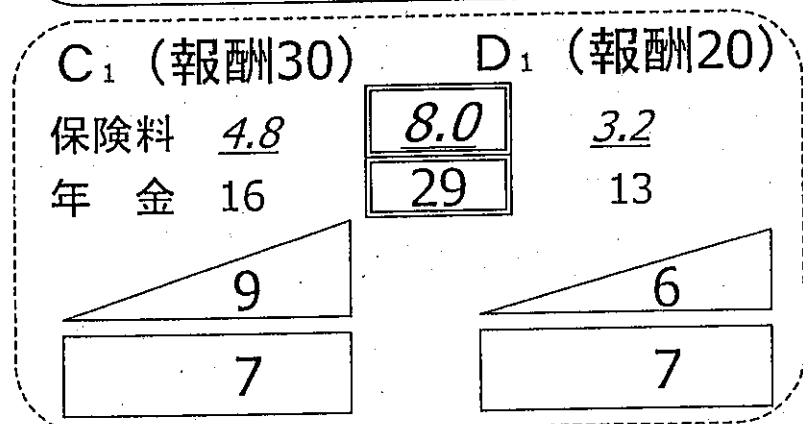
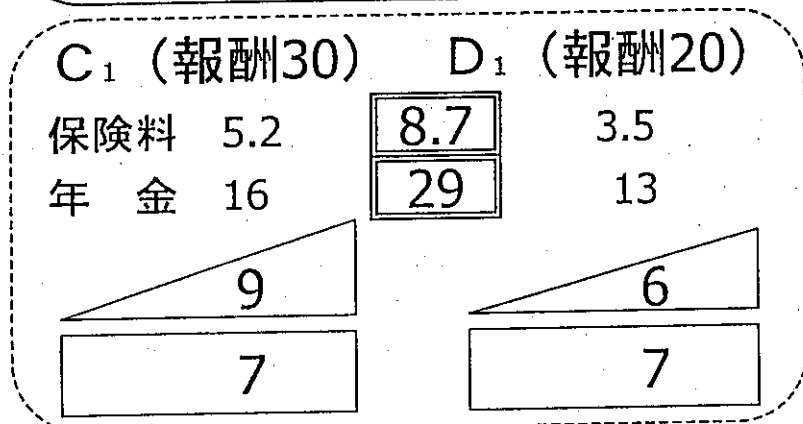
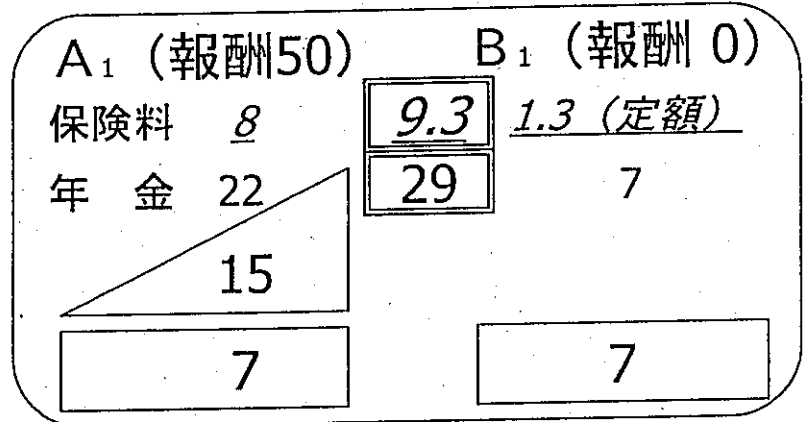
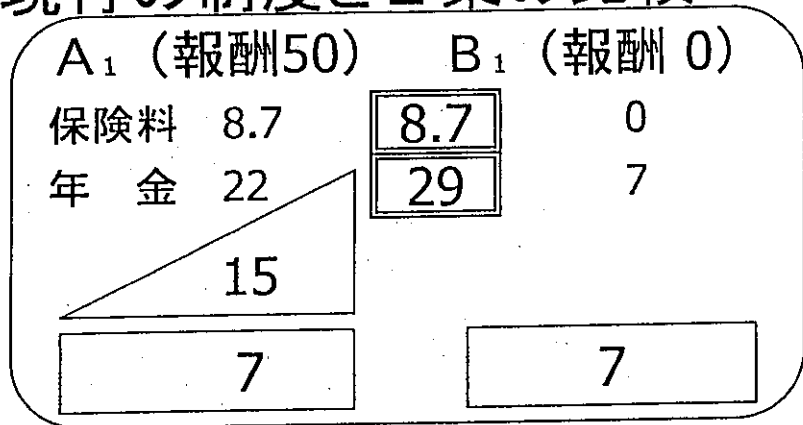
(注) この資料については、スペースの関係上、第2号被保険者：夫、第3号被保険者：妻として作成している。

1 案の議論のポイント

個人で負担し個人で給付を受けるという原則を、応能負担のシステムを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となるほか、報酬比例部分も含めた離婚した場合の年金給付の在り方も明確となる。

- 配偶者の所得に対する潜在的持分権の具体化という考え方自体が、まだ我が国の財産分与等の民事法制や税制上に定着していない現段階で、年金だけ先行してこの考え方を採用することについてどう考えるのか。（また、潜在的持分権は婚姻期間中に増加した資産に対する権利であり、これを報酬が得られる時点まで及ぼして考えることができるか。）
- 雇用関係のない配偶者も賃金分割により自ら厚生年金に加入して保険料を負担することになるのか。この場合、雇用関係のない配偶者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担がつけられなければ、それに代わる財源はどう考えるのか。
(参考) 第2号被保険者(厚生年金)が納付する保険料 約20.2兆円(平成11年度) 第3号被保険者のいる第2号被保険者は2号全体の約3割(これらの者に係る賃金の半分が妻に分割される形となる。現在は、これに相当する部分も含めて2号被保険者の保険料全体を通じて2分の1の事業主負担が行われている)
- 共働きで賃金分割した場合、賃金分割により高くなる方は事業主の負担も上がることとなるのではないか。
- 雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(天引き徴収)についてどう考えるか。できない場合、未納の増加を招くのではないか。
- 片働き世帯の世帯の保険料負担額と給付額は変わらないため、共働き世帯及び単身世帯にとって不公平感の解消をどのように図るのか。
- 配偶者の一方が死亡した場合の遺族年金は、改正前よりも低くなるが、これをどう考えるか。
- 夫婦で加入する制度が異なる場合、例えば夫婦の一方が定額負担の第1号被保険者であったり、保険料率が異なる共済年金の被保険者である場合の扱いをどうするのか。

現行の制度とⅡ案の比較



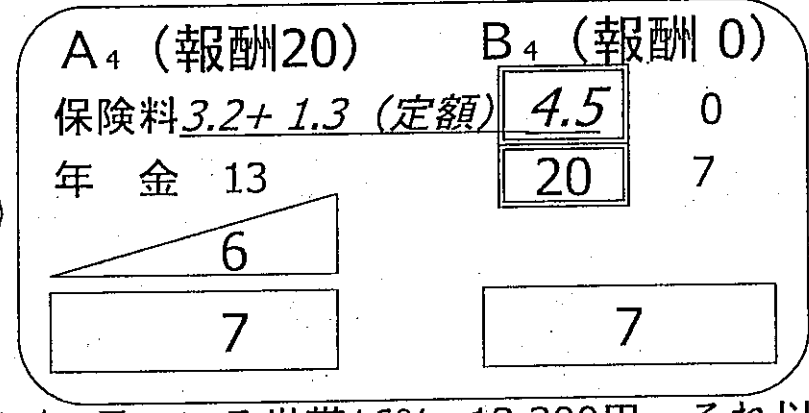
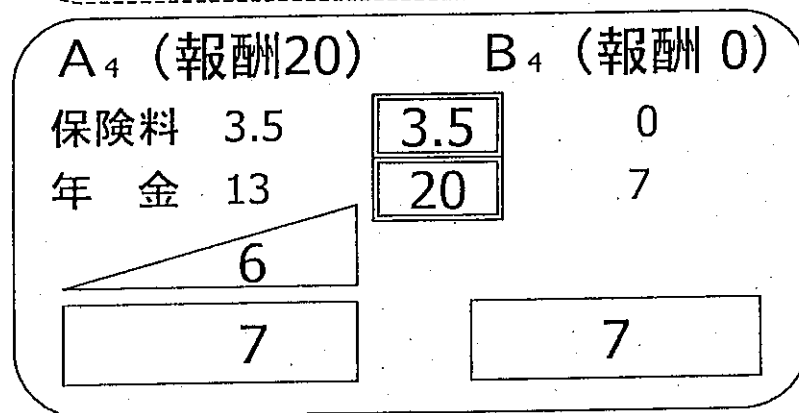
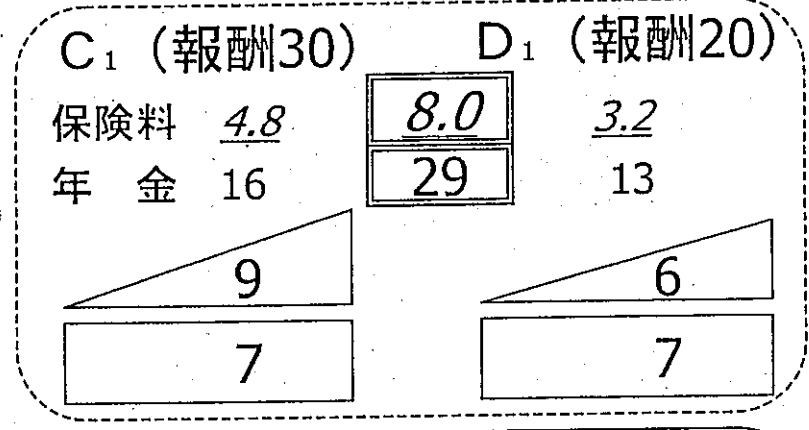
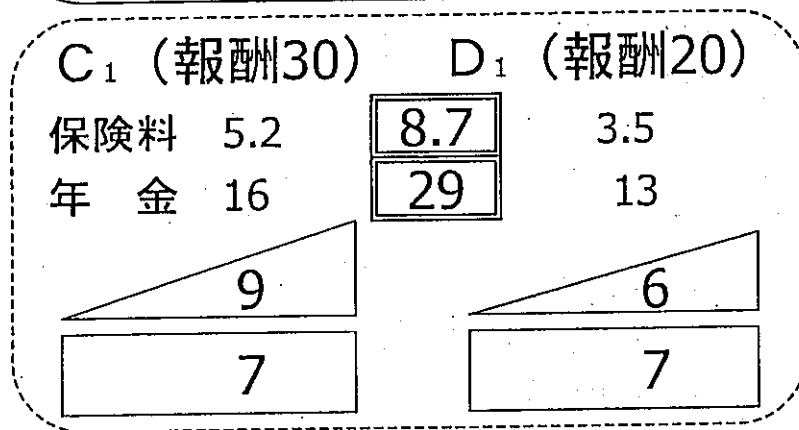
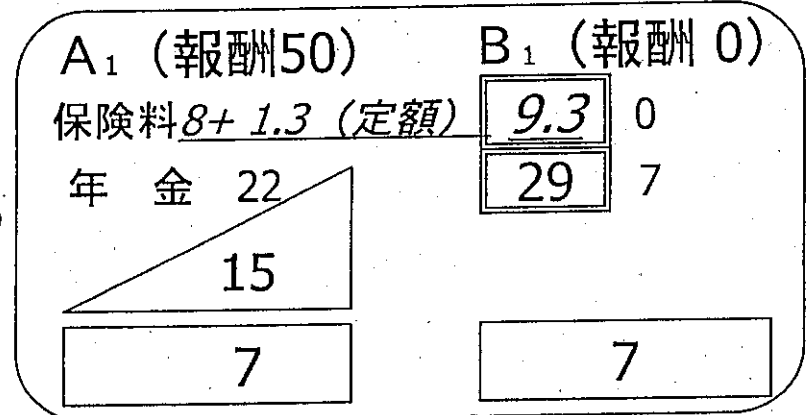
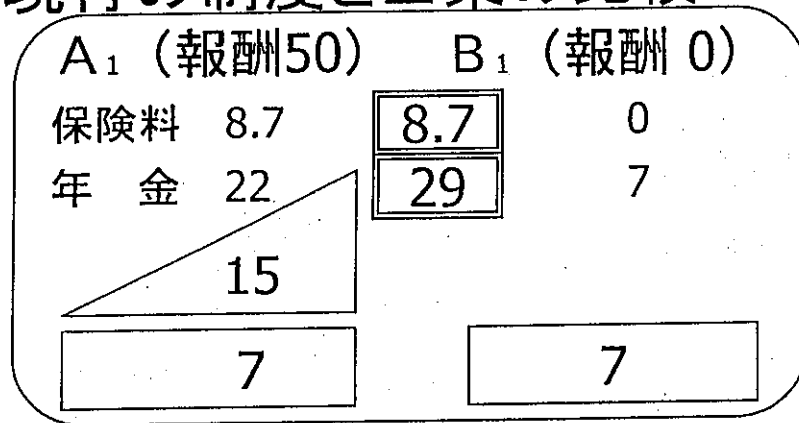
(注) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算(3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16%)による。

II 案の議論のポイント

第3号被保険者も含めて個々人全員が受益者負担の原則に立ち、保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る負担についての不公平感を解消できる。

- 社会保険制度において被扶養配偶者という定型的に所得がない者に負担を課することができるのか。
 - 被扶養配偶者を被用者年金制度の体系から外し、第1号被保険者と同じ扱いにすることとなるが、第1号被保険者の定額保険料は稼得の形態が多様な自営業者に対して、やむを得ず用いている方法であり、それを賃金という賦課ベースが明確な収入により生活を営んでいる世帯に当てはめることにより、応能負担という社会保障の基本を否定し、逆進性の問題が拡大することになるが、これは適切ではないのではないのか。
 - 医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者を健康保険から外して、国民健康保険に独自に加入することとなるのか。
 - 世帯で見た場合、収入同一ならば、保険料も給付も同一という考え方がとれなくなるが、片働き世帯と共働き世帯の公平性をどのように見るのか。
 - 雇用関係のない配偶者の保険料に係る事業主負担をどう考えるのか。事業主負担をつけられなければ、それに代わる財源をどう考えるのか。
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度)
現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。
 - 雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(天引き徴収)についてどう考えるか。できない場合、未納の増加を招くのではないのか。
- 〔片働き家庭においては、負担は増加するものの給付は変わらないことに対する不満や、保険料を負担する収入がないことなどにより、保険料を納めない者(未納者)の増加が予想され、結果として女性の無年金者、低年金者を生じさせることになるのではないのか。〕

現行の制度とⅢ案の比較



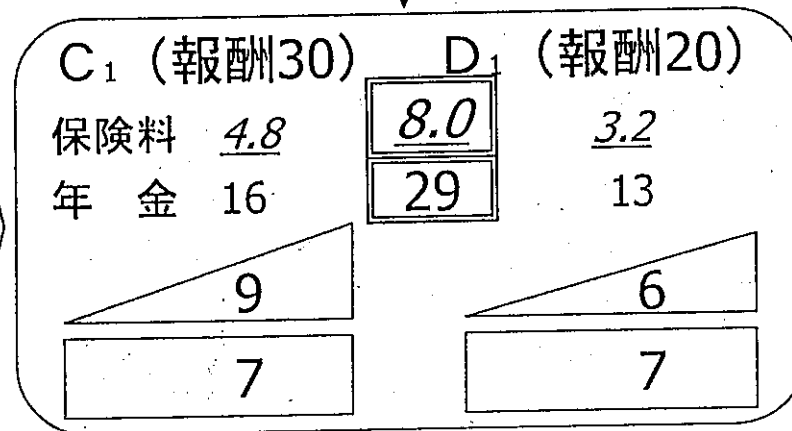
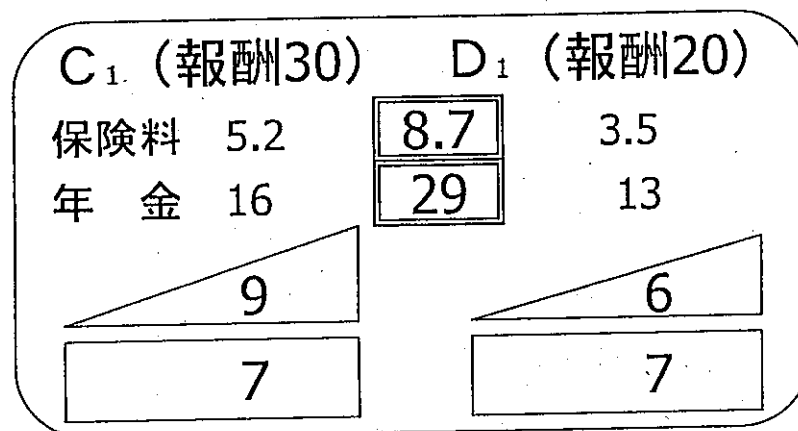
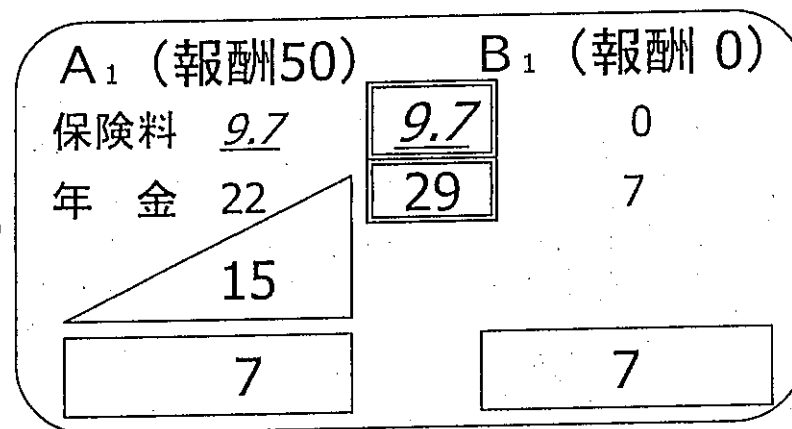
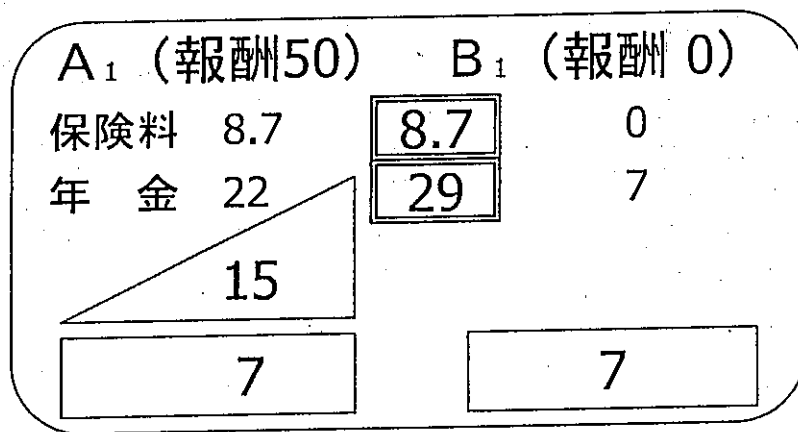
(注) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算〈3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16%〉による。

Ⅲ案の議論のポイント

所得のある者から負担を求めるという原則を貫きつつ、受益者負担の考え方を導入することにより第3号被保険者に係る負担についての不公平感を解消できる。

- 第1号被保険者の定額保険料は稼得の形態が多様な自営業者に対して、やむを得ず用いている方法であり、それを賃金という賦課ベースが明確な収入により生活を営んでいる世帯に当てはめることにより、応能負担という社会保障の基本を否定し、逆進性の問題が拡大することになるが、これは適切ではないのではないか。
- 第2号被保険者、第3号被保険者に係る拠出金負担について、保険料を報酬比例で負担する被用者年金制度全体で負担することで、自身の保険料負担のない第3号被保険者のみならず、報酬額が低く保険料負担の低い第2号被保険者にも同様の受益が及んでいると考えられるなかで、第3号被保険者についてのみ応益負担に改めるという考え方が採り得るか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、扶養家族分の保険料を徴収することとなるのか。
- 雇用関係のない配偶者分に相当する追加負担部分に係る事業主負担をどう考えるのか。事業主負担をつけられなければ、それに代わる財源をどう考えるのか。
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度)
この半分が事業主負担によって賄われている。
- 世帯で見た場合、収入同一ならば、保険料も給付も同一という考え方がとれなくなるが、片働き世帯と共働き世帯の公平性をどのように見るのか。

現行の制度とIV案の比較



(注) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算〈保険料率＝3号のいる世帯19.3%、それ以外の世帯16%〉による。

Ⅳ案の議論のポイント

被用者の保険料負担に係る応能原則を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益者負担の考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る負担についての不公平感を解消できる。

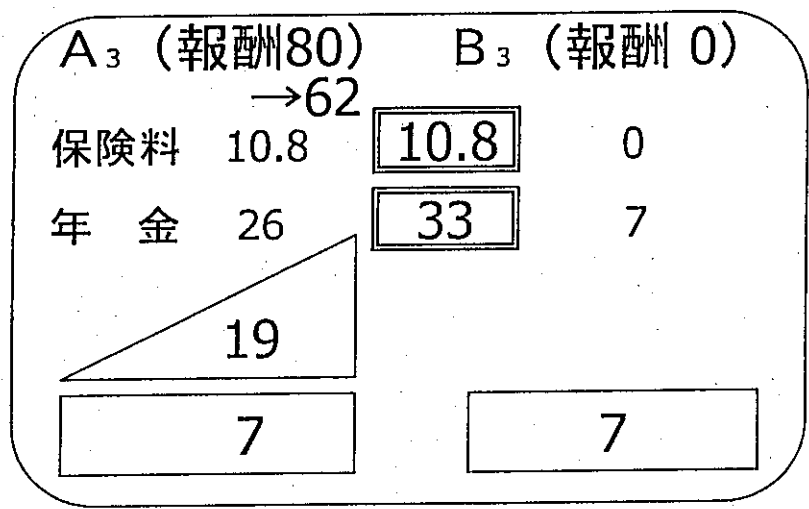
- 第2号被保険者、第3号被保険者に係る拠出金負担について、保険料を報酬比例で負担する被用者年金制度全体で負担することで、自身の保険料負担のない第3号被保険者のみならず、報酬額が低く保険料負担の低い第2号被保険者にも同様の受益が及んでいると考えられるなかで、第3号被保険者についてのみ応益負担を導入するという考え方が採り得るか。
 - 応益負担の考え方を基本としつつ、被用者年金制度内における応能負担原則（定率負担方式）をとることにより、夫の報酬額によっては、第1号被保険者の定額保険料（13,300円）を超える追加負担が生じたり、下回る負担となったりすることとなるが、これをどのように考えるか。
 - 医療保険も同様に制度を見直して、扶養家族分の保険料を徴収することとなるのか。
 - 雇用関係のない配偶者分に相当する追加負担部分に係る事業主負担をどう考えるのか。事業主負担をつけられなければ、それに代わる財源をどう考えるのか。
- （参考）第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円（平成11年度）
この半分が事業主負担によって賄われている。
- 世帯で見た場合、収入同一ならば、保険料も給付も同一になるという考え方がとれなくなるが、片働き世帯と共働き世帯の公平性をどのように見るのか。

V案の議論のポイント

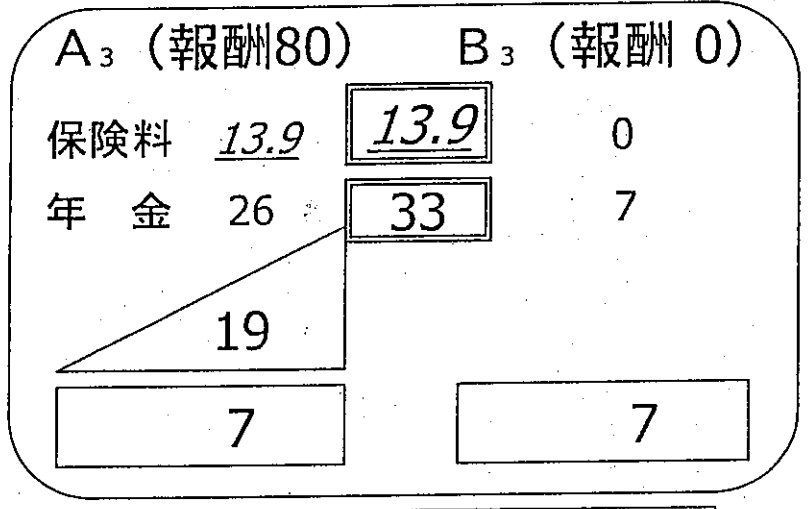
第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る負担についての不公平感を縮減できる。

○育児・介護期間にある者以外の被扶養配偶者の扱いについては、Ⅰ～Ⅳ案の問題が残る。

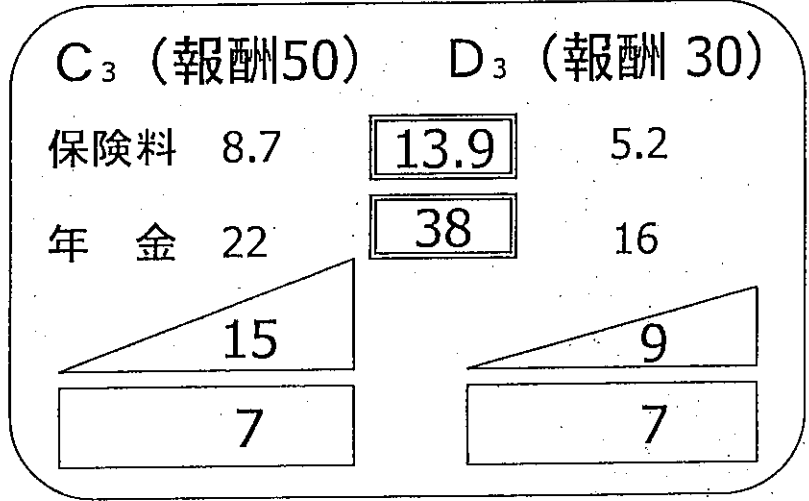
現行の制度とVI案の比較



保険料賦課ベース 62



保険料賦課ベース 80



保険料賦課ベース 80

(注) 標準報酬の上限を引き上げた場合の給付と負担の設計については、様々な方法が考え得るが、ここでは、上限を引き上げ保険料については同じ定率の負担を求めるが、現行の上限を超える部分は年金給付には反映されないという前提で計算して図示している。

Ⅵ案の議論のポイント

片働き世帯が相対的に高所得であることに着目して、高所得者の負担を引き上げることで、実質的に第3号被保険者に係る負担についての不公平感を縮減できる。

- この措置とパート労働者の厚生年金の適用の拡大を組み合わせれば、第3号被保険者をめぐる不公平感は相当程度解消されると考えられるが、これで問題への対応として十分か（標準報酬の上限があることにより生じている基礎年金の負担の不均衡への対応のみでよいか）。
- 高所得者ならば、片働き世帯だけでなく、共働き世帯や単身世帯の者にも追加負担が課せられることとなるのではないか。
- 一定以上の報酬について、給付に反映させずに保険料負担のみを求めることは可能か。

(第2回「女性と年金検討会」提出資料)

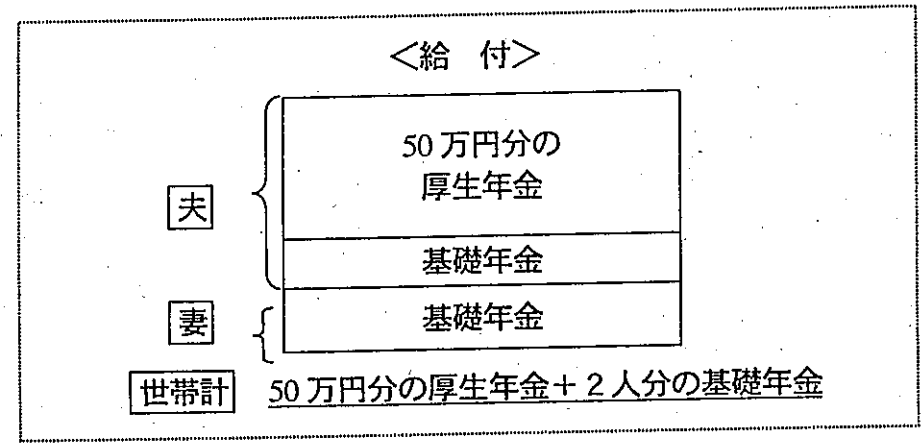
世帯単位でみた給付と負担の均衡

- 専業主婦世帯・共働き世帯ともに、所得が同一であれば同一の負担をしている。
- 専業主婦世帯・共働き世帯ともに、負担が同一であれば負担に応じて同一の給付となる。

専業主婦世帯 (世帯所得50万円)

<負 担>

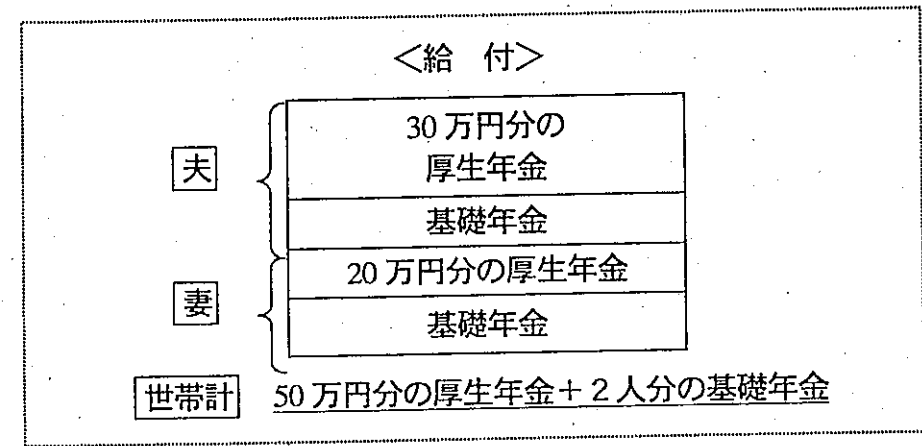
夫	$50 \text{万円} \times 17.35 / 2 =$	4.3万円
妻		0円
世帯計		4.3万円



共働き世帯 (世帯所得50万円)

<負 担>

夫	$30 \text{万円} \times 17.35 / 2 =$	2.6万円
妻	$20 \text{万円} \times 17.35 / 2 =$	1.7万円
世帯計		4.3万円



(注) 給付における50万円、30万円、20万円は、裁定時の標準報酬月額平均ではない。

第3号被保険者本人が定額保険料を負担することとした場合

第3号被保険者本人が定額の保険料を負担することとした場合、

- 専業主婦世帯の負担が増加し、共働き・単身世帯の負担は減少する。特に低所得の専業主婦世帯の負担が大きく増加。
- 第3号被保険者本人が支払う定額保険料の総額は、厚生年金保険料率の1.35%相当に換算される。

【参考—個別世帯への影響】（平成10年度時点で、仮に試算した場合）

- 前提：○ 第3号被保険者が第1号被保険者として13,300円/月の定額保険料を厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ、第2号被保険者の厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算（平成10年度予算値、負担額は本人負担分のみ）。
- 厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化

現行：17.35%（本人負担分；8.675%）
 変更後：16%（本人負担分；8%）

夫：月収50万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375 円	40,000 円
妻	—	13,300 円
計	43,375 円	53,300 円
	負担の変化	+ 9,925 円

夫：月収30万円・妻：月収20万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025 円	24,000 円
妻	17,350 円	16,000 円
計	43,375 円	40,000 円
	負担の変化	▲ 3,375 円

夫：月収25万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688 円	20,000 円
妻	—	13,300 円
計	21,688 円	33,300 円
	負担の変化	+ 11,612 円

夫：月収15万円・妻：月収10万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013 円	12,000 円
妻	8,675 円	8,000 円
計	21,688 円	20,000 円
	負担の変化	▲ 1,688 円

専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗せすることとした場合

専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗せすることとした場合、

- 専業主婦世帯は同一所得でも共働き世帯に比べて重い負担を課せられることとなり、同一所得・同一負担の原則が崩れる。

【参考—個別世帯への影響】（平成10年度時点で、仮に試算した場合）

- 前提：○ 第3号被保険者は、平均的に第1号被保険者と同額の保険料を配偶者の保険料に上乗せする形で厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ第2号被保険者である厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算。なお、配偶者の有無による一般男子の標準報酬月額の違いを考慮し、事業主も専業主婦の保険料を負担（労使折半の使用者分）するものとした（平成10年度予算値、負担額は本人負担分のみ）。
- 厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化

現行：17.35%（本人負担分；8.675%）

変更後：

専業主婦世帯の世帯主；19.3%（本人負担分；9.65%）

それ以外；16%（本人負担分；8%）

夫：月収50万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375 円	48,250 円
妻	—	—
計	43,375 円	48,250 円
	負担の変化	+ 4,875 円

夫：月収25万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688 円	24,125 円
妻	—	—
計	21,688 円	24,125 円
	負担の変化	+ 2,437 円

夫：月収30万円・妻：月収20万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025 円	24,000 円
妻	17,350 円	16,000 円
計	43,375 円	40,000 円
	負担の変化	▲ 3,375 円

夫：月収15万円・妻：月収10万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013 円	12,000 円
妻	8,675 円	8,000 円
計	21,688 円	20,000 円
	負担の変化	▲ 1,688 円

資料6

先進諸国の公的年金制度

国名	公的年金の体系	対象者 (◎強制△任意×非加入)	保険料率	平均給付額
アメリカ	↑年金額 所得比例 →現役時の所得	◎被用者 収入のある者 ◎自営業者 (年400ドル(45,560円以上の収入のある者) ×無職 [2000年]	12.4% (労使折半)	[1998年] 単身: 780ドル (88,850円/106,860円) 夫婦: 1,170ドル (133,270円/160,290円)
イギリス	所得比例 定額給付	◎被用者 (週に72ポンド (13,270円) 以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) ◎自営業者 (年3,955ポンド (729,030円) 以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) △無職 [2001年]	22.2% (本人10.0%、事業主12.2%) 自営業者は週あたり2.0ポンド (約370円)の定額と年4,535ポンド (約835,940円) 超の所得の7.0%	[1996年] 基礎年金 単身: 286ポンド (52,710円/58,920円) 夫婦: 457ポンド (84,220円/94,140円) 付加年金 全受給者: 84ポンド (15,480円/17,300円)
ドイツ	所得比例	◎被用者 (週15時間以内の短時間労働者、月620マルク (38,470円) 以下の低収入者は△) △自営業者 (業種によっては◎)、無職 [2000年]	19.3% (労使折半)	[1997年] 労働者年金・職員年金・鉱山労働者年金の平均 全受給者: 1,270マルク (78,800円/112,270円) 労働者年金 全受給者: 1,055マルク (65,460円/93,260円) 職員年金 全受給者: 1,491マルク (92,520円/131,800円)
フランス	老人最低保障 所得比例	◎被用者、自営業者 △無職	16.45% (本人6.65%、事業主9.8%)	[1993年] 一般制度 全受給者: 2,977万円 (55,080円/74,130円)
スウェーデン	保証年金 所得比例	◎被用者、自営業者 (いずれも年間8,952加ネ (123,450円) 以上の所得を有する者) ×無職 [2000年]	17.21% (本人7.0%、事業主10.21%) ※老齢年金のみの料率。なお、将来的には労使折半で18.5%となる予定	[1995年] (旧制度) 基礎年金 単身: 2,799加ネ (38,600円) 夫婦: 4,577加ネ (63,120円) 付加年金 全受給者: 5,225加ネ (72,050円)

(注) 1. 平均年金額については、国によって最低加入期間に差があるため、単純に多寡を比較できない。
(アメリカ10年、イギリス 男子11年、女子9.75年、ドイツ5年、フランス1四半期、スウェーデン (旧制度) 3年)
2. 円換算レートについては、IMFによる1999年平均レート (左側) 及び経済企画庁の調査による1999年購買力平価 (右側) を使用

女性と年金に関する諸外国の年金制度について

I アメリカ（2000年）

- 加入対象：収入を有する者（自営業者の場合は年400ドル〔45,560円〕以上の収入のある者）が強制加入
無収入の者は加入できない
- 保険料：報酬比例、被用者（労使折半）自営業者ともに12.4%
- 年金給付：報酬比例（スライド後の平均月収に対して、最初の531ドル〔60,490円〕までは90%、531～3,202ドル〔364,740円〕は32%、それ以上は15%を乗じ、合計する）
- 年数要件：加入期間10年以上

【パート労働者に対する適用】

収入を有する者については、雇用形態の如何を問わず適用。（年金額算定の根拠となる保険料記録は、年780ドル〔88,850円〕以上の収入について行われる。）

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

○配偶者年金

老齢年金又は障害年金の受給資格を有する被保険者の65歳以上の配偶者（62歳まで繰上げ可能）に対しては、被保険者に給付される年金額の50%が配偶者年金として給付

- ・ 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金、障害年金を受給している場合には、その額だけ配偶者年金は減額（自身の老齢年金、障害年金の額が配偶者給付を上回る場合には、配偶者年金は受給できない）。
- ・ 被保険者が死亡した時点で寡婦（夫）年金に切替え（被保険者に給付されていた額の100%）。
- ・ 10年以上の婚姻期間がある場合は、離婚した元配偶者に対しても配偶者年金が給付。

【遺族年金制度】

《子を養育する配偶者に対する年金》

○養育者年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、16歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対して被保険者の年金額の75%が養育者年金として給付

※同額の給付が遺児年金として子に対しても給付

- ・ 受給者が65歳未満で、年間10,080ドル〔1,148,210円〕を超える他の収入がある場合、超過額の半分を給付額から減額。
- ・ 1 被保険者の保険料記録による受給額の合計額に上限（家族全体で被保険者の老齢年金の175%程度）が設定されており、家族の受給額の総額がこの上限額を超えた場合には減額される。
- ・ 配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、配偶者給付と同様。

《子を養育しない配偶者に対する年金》

○寡婦（夫）年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、60歳以上又は50歳以上で障害のある再婚していない配偶者に対して、被保険者の年金額の100%が寡婦（夫）年金として給付

- ・ 寡婦（夫）年金の受給権を得た後に再婚しても給付。
- ・ 所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、配偶者年金と同様。

【育児期間についての取扱い】

特に措置はとられていない。

II イギリス (2001 年)

- 加入対象：一定額（被用者週 72 ポンド [13,270 円]、自営業者年 3,955 ポンド [729,030 円]）以上の所得のある 16 歳以上の者が強制加入
所得がこれに満たない者は任意加入可
- 保険料：被用者—報酬比例（被用者 10.0%、事業主 12.2%）
自営業者—一定額（週 2 ポンド [370 円]）＋年 4,535 ポンド [835,940 円] を超える所得の 7.0%
- 年金給付：被用者—基礎年金（定額）＋付加年金（報酬比例）
自営業者—基礎年金（定額）
- 年数要件：男子 11 年、女子 9 年 9 か月（44 年満額の 4 分の 1）

【パート労働者に対する適用】

週 72 ポンド [13,270 円] 未満の被用者（と年収 3,955 ポンド [729,030 円] 未満の自営業者）は強制加入が免除

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

○配偶者年金

夫が老齢年金の受給資格を有し、受給年齢（65 歳）に達している場合、受給年齢（60 歳、2020 年までに段階的に 65 歳まで引上げ予定）達した妻には、夫の生存中は夫の基礎年金の 60%が、夫の死後は夫の基礎年金と付加年金の 100%（2002 年より付加年金については 50%）が配偶者給付として支給

※これらの給付は妻のみ受給可能であり、夫は受給不可

- ・ 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金を受給している場合には、
 - ① 基礎年金については、満額までは併給可能。
 - ② 報酬比例年金については、最高限度額（保険料徴収上限に応じて保険料を支払った場合の受給額）を超えない限り合計額を受給可能。
- ・ 配偶者年金には所得制限はない。
- ・ 妻が受給年齢に達していない場合には、配偶者加給金（基礎年金の 60%相当額）が支給されるが、これは、妻に週 53.05 ポンド [9,780 円] 以上の収入がある場合には支給されない。

【遺族年金制度】（2001年から新制度がスタート）

《子を養育する配偶者に対する年金》

○養育者手当

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、児童手当受給対象となる児童（16歳未満又は16～18歳の学生）を養育している者、又は、亡くなった被保険者の子を妊娠している者に対して、養育者手当として週72.50ポンド〔13,360円〕の基礎年金が支給

※子1人につき11.35ポンド〔2,090円〕の加算が行われる

※付加年金は、死亡者の付加年金額（2002年からは半額）が支給

- ・ 所得制限はない。
- ・ 子が児童手当対象年齢でなくなった時点で支給が停止。
- ・ 亡くなった被保険者と離婚していた場合、再婚（事実上の夫婦である場合も含む）している場合には支給されない。

《子を養育しない配偶者に対する年金》

○遺族手当

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、被保険者が死亡した時点で45歳以上60歳未満である配偶者に対して、1年間、遺族手当として週72.50ポンド〔13,360円〕（55歳未満の場合、55歳を1年下回るごとに7%減額）の基礎年金が支給

※付加年金の支給は、改正により廃止された。

○遺族一時金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしており、死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対して、遺族一時金として、2,000ポンド〔368,660円〕が支給

- ・ いずれも所得制限はない。
- ・ 60歳に達した時点で、亡くなった被保険者の保険料納付に基づく配偶者年金を受給できる（この場合も、自らの保険料納付に基づく老齢年金を受給できる場合には、同様に調整される。）。

【育児期間等についての取扱い】

○家庭責任のための保全措置（Home Responsibilities Protection）

傷病、障害者や子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がないものに認められる措置で、該当する期間（育児については16歳未満）については、基礎年金の額の算定にあたって、加入すべき年数から控除（控除後の期間の下限は、有資格年の2分の1（又は20年））され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能となる。

Ⅲ ドイツ (2000 年)

- 加入対象：月収 630 マルク [39,090 円] 以上又は週 15 時間以上の被用者、特定の業種（医師、弁護士、手工業者等）の自営業者は法定年金制度又は各職能団体における制度に強制加入
低収入かつ短時間労働の被用者、強制適用対象外の自営業者、無職者は任意加入可
- 保険料：報酬比例 19.3%（被用者は労使折半）
- 年金給付：報酬比例
〈個人報酬点数〉 × 〈年金種別計数〉 × 〈年金現在価値〉
- 年数要件：5 年間

【パート労働者に対する適用】

月収 630 マルク [39,090 円] 未満かつ週の労働時間が 15 時間未満である場合は任意加入。（加入しない場合でも、事業主に対して、年間 2 か月又は 50 日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の 12 %に相当する保険料が賦課される。）

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

特段の措置はとられていない。

【遺族年金制度】

《子を養育する配偶者に対する年金》

○大寡婦（夫）年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、以下の要件を満たす再婚していない寡婦（夫）に、年金種別計数 0.6（当初 3 か月のみ 1.0）の大寡婦（夫）年金が支給

- ① 18 歳以下の寡婦（夫）の子、被保険者の子を養育する場合
- ② 45 歳に達した場合
- ③ 就労不能又は稼得不能な場合

- ・ 月額 1,282.51 マルク [79,580 円]（子 1 人に対して 272.05 マルク [16,880 円] を加算）以上の所得がある場合には、この額を超える所得の 40%に相当する額が年金から減額。
- ・ 生前に離婚した配偶者が死亡した場合、大寡婦（夫）年金は支給されないが、配偶者自身が保険料納付要件を満たし、再婚していないときは、養育年金が支給（自らの保険料納付に対応する給付として。）。

《子を養育しない配偶者に対する年金》

○小寡婦（夫）年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、大寡婦（夫）年金の受給資格を満たさない再婚していない寡婦（夫）に、年金種別計数 0.25（当初 3 か月のみ 1.0）の小寡婦（夫）年金を支給

- ・ 所得制限は大寡婦（夫）年金と同様。
- ・ 45 歳到達後は大寡婦（夫）年金が支給（自らの保険料納付に基づく老齢年金とは併給。）。

【育児期間等についての取扱い】

○ 育児期間（子 1 人について出生後の 3 年間）は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。

- ・ 子の両親のどちらか一方（期間の分割は可）について認められる措置。なお、育児をしながら就労した者に対しても、一定の上限額の範囲内で、同額の加算が認められている。

○ さらに、本年成立した改正法によって、子が 10 歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満のものについて、平均賃金の 50%～ 100%の範囲内で、報酬を年金計算上高く評価する措置がとられることになった。

IV フランス (1999 年)

- 加入対象：被用者、自営業者
無職者は任意加入可
- 保険料：報酬比例 16.45% (被用者 6.65%、事業主 9.8%)
- 年金給付：報酬比例 (年金額の少ない者は最低保障額との差額を保障)
- 年数要件：1 四半期

【パート労働者に対する適用】

通常の労働者と同様に適用

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

特段の措置はとられていない。

- ・ 老齢年金、障害年金を受給できない 65 歳以上の配偶者 (障害を有する場合は 60 歳以上) を扶養している者に対して、被保険者の年金に年額 4,000 フラン [74,000 円] の加給金が加算 (所得制限額が低く、給付額も長期間据え置かれており、いわば経過的な加給として存在)
- ・ 低額の年金しか受けられない者に対しては、最低保障の仕組みがとられているが、これには配偶者の所得を含む所得制限がある。

【遺族年金制度】

○遺族年金

亡くなった被保険者の再婚していない 55 歳以上の配偶者 (2 年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。亡くなった被保険者と離婚した者も含む。) に、被保険者に対する年金の 54% を支給

- ・ 所得が年間 83,658 フラン [1,547,670 円] を超えない場合に支給。
- ・ 配偶者自身の退職年金を受給している場合には、一定の上限のもとで遺族年金を併給可能。(亡くなった被保険者の年金額と自身の年金額の合計の 52% (あるいは一般制度における退職年金の最高限度額の 73%) を超えないという制限あり。)
- ・ 複数の受給可能な配偶者がいる場合には、婚姻期間に応じて比例配分。

○寡婦（夫）手当

亡くなった被保険者の再婚していない 55 歳未満の配偶者に、3 年間定額の給付（1 年目は月 3,744 フラン [69,260 円]、2 年目は月 2,065 フラン [38,200 円]、3 年目は月 1,573 フラン [29,100 円]）を支給

- ・ 所得が四半期で 11,790 フラン [218,120 円] 未満の場合に支給。
- ・ 受給者が 50 歳以上の場合には、55 歳まで 3 年目と同額の給付を支給
- ・ 55 歳未満のため、自身の退職年金との併給問題は生じない。

【育児期間についての取扱い】

- 女性の被保険者が、子を 16 歳になるまでの間に少なくとも 9 年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子 1 人につき 2 年間加入期間が加算される。

V スウェーデン（新制度、2000年）

- 加入対象：申告対象となる所得（年間 8,952 クローネ [123,450 円] 以上）を有する者が強制加入
所得のない者は加入できない
- 保険料：老齢年金分 報酬比例 18.5%（労使折半に向けて移行中であり、2000年は暫定的な保険料率 被用者 7.0%、事業主 10.21%が設定。）
- 年金給付：報酬（拠出保険料額）比例（納付保険料の総額に、賦課方式分（16%）はみなし運用益を、積立方式分（2.5%）は実際の運用益を加え、受給開始時点における平均余命をもとに月々の支給額を算出
低所得、無所得であった者には、居住期間に応じた保証年金が支給
- 年数要件：期間の要件はない（保証年金については、25～64歳の期間にスウェーデンに居住期間を有することが必要）

【パート労働者に対する適用】

申告対象となる所得（年間 8,952 クローネ [123,450 円] 以上）を有する者は、強制加入

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

特段の措置はとられていない。

- ・ 低所得、無所得であり、自身の年金額が低い、又はない者には、保証年金が支給（この場合、配偶者の所得による制限を受けない。）。

【遺族年金制度】

新制度においては、遺族年金は、老齢年金から独立した一つの制度に再編成されている（別に保険料 1.7%が賦課）。

※ 2003年にさらに改正が予定されている。

○基礎年金

①生活転換年金

死亡者と5年以上婚姻、同居していた65歳未満の配偶者に、6か月間、死亡者の年金の90%（居住期間により減額）を支給。

②延長された生活転換年金

①の支給期限後、子が12歳になるまで、①と同額の年金を支給

③特別遺族年金

①の支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認定された場合に、65歳まで、①の1/4～3/4の年金が支給。

※他に、経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）、及び、遺児に支給される児童年金（片親死亡の場合死亡者の年金の25%。18歳まで（学生の場合は20歳まで）支給。）がある。

○報酬比例年金

死亡者が年金受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、

①生活転換年金（死亡者の年金の40%）

②延長された生活転換年金（①と同額）

③特別遺族年金（①の1/4～3/4の額）

が支給。

※他に、経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）、及び、遺児に支給される年金（死亡者の年金の30%、子どもが1人増えるごとに20%追加（上限100%）。支給年齢は基礎年金と同じ。）がある。

【育児期間についての取扱い】

○ 育児期間（子が4歳に達するまでの期間）と兵役期間については、年金権が保障される一定の配慮を行っている。

育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、

①子の出生年の前年所得

②16歳以上65歳未満の全加入者の平均所得の75%

③現実の所得に基礎額（37,300 クローネ [514,370 円]）を上乗せした額

の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。

※従前の制度では、付加年金（報酬比例年金）の算定に当たって、「15年ルール」（生涯の中で所得の高かった15年間を計算の基礎とする）及び「30年ルール」（30年加入で満額年金受給）により、生涯の中で一定期間所得の低い時期があってもカバー可能な仕組みとなっていたが、新制度では、生涯の保険料納付額が年金額算定の基礎となるため、育児や兵役という社会的に意義ある活動により所得の喪失や減少があった場合の年金額の低下を防止する措置として導入された。

(注)

- ・ 資料中の円表示は、IMF, "International Financial Statistics"による 1999 年平均レート (1 ドル = 113.91 円、1 ポンド = 184.33 円、1 マルク = 62.05 円、1 フラン = 18.50 円、1 クローネ = 13.79 円)。

(参考文献)

- ・ "Social Security Act" (米国社会保障法典)
- ・ "Social Security Regulations" (米国社会保障規則)
- ・ Social Security Administration. "Social Security Handbook" (米国社会保障ハンドブック)
- ・ Social Security Administration. "Social Security Programs throughout the World"
- ・ Tolley's "States Benefit Handbook"
- ・ The Federal Ministry of Labour and Social Affairs. "SOCIAL SECURITY AT A GLANCE"
- ・ BfA. "BfA-IMFORMATION9, Versorgungsausgleich in der Rentenversicherung bei Ehescheidung" (ドイツ連邦職員保険庁：離婚における年金保険の保障調整)
- ・ RFV (The National Social Insurance Board). "Social Insurance in Sweden 1999"
- ・ 社会保障研究所編：「先進諸国の社会保障」1 イギリス、4 ドイツ、5 スウェーデン、6 フランス、7 アメリカ (東京大学出版会)
- ・ 井上誠一：「スウェーデンの年金改革 一何を参考にすべきか(1)～(5)」(年金実務 No.1402～1406)

(このほか、米国、英国については、政府のホームページを参照した。)

離婚時等の年金の取扱い（年金分割等）

I. 年金分割を実施している国

(1) ドイツの場合

○趣旨

- ・ 資産精算の原理を年金権にも拡大
- ・ 被保険者の生活保障に関する年金制度上の理念

（ドイツの場合、離婚は離婚判決によってのみ可能となっており、年金分割は、離婚に関わる様々な事項とともに家庭裁判所において審理され、決定される仕組みとなっている。）

○対象

老齢、就労不能、稼得不能の時に支払われる年金。法定年金、官吏恩給制度等が対象。

○分割方法

・ 年金期待権の分割

夫婦各自が婚姻期間中に取得した年金期待権（年金ポイント）の差額の半分を夫婦一方に与える。又は分割義務者が保険者へ負担金を支払い、権利者の年金期待権を創設。（裁判所が分割を決定）

※ 結果として、元配偶者から独立した年金権を得る。

例	A (分割債務者)	B (権利者)
婚姻期間に対する年金期待権	200マルク	100マルク
価値の差である100マルクの半分の50マルクを分割により調整 (ポイントに換算してAからBにポイントを移す。)		

・ 債権的な年金分割

公法上の均等分割が出来ない場合等に、年金期待権そのものを分割するのではなく、価値の差の半分に当たる年金額を現金で分割義務者から権利者へ支払うという債権債務を確認する形での分割。（裁判所が確認）

※ この場合は、元配偶者から独立した年金権は得られない。

・ 当事者の取り決めによる年金分割

夫婦の間で合意した取り決め内容を裁判所が許可する形で行う分割。

※ この場合も、元配偶者から独立した年金権は得られない。

○その他

本年成立した改正法において、婚姻中の夫婦についても年金分割（この場合、年金権の分割は義務ではない）が可能とされた（詳細は不明）。

(2) イギリスの場合

○趣旨

離婚夫婦同士の資産整理をより整理しやすくするため。

○対象

付加年金。

〔基礎老齢年金は、年金分割の対象とはなっていないが、離婚した場合でも再婚していなければ、元の配偶者の保険料納付記録に基づく基礎年金を受給できる。〕

○分割方法

分割は任意で申請できる選択肢の一つ。裁判所の命令または当事者間で申告した比率に基づいて分割。

(3) カナダの場合

○趣旨

所得比例年金に加入できない専業主婦の保護。夫婦の一方の年金権は、もう一方の貢献があったからという考え方。

○対象

所得比例年金。

○分割方法

1年以上婚姻している夫婦が離婚の届け出をした場合、自動的に婚姻期間の中に獲得した年金権が等分に分割される。

(事実婚も婚姻とみなされるが、その場合年金分割の申請が必要。)

○その他

婚姻関係が継続していても、夫婦両方が退職年齢(60歳以上)に達していれば年金権を等分できる。

II. 年金分割以外の措置

(1) アメリカ

年金分割の仕組みはないが、婚姻期間が10年以上の場合、離婚した場合でも元配偶者の保険料納付記録に基づく配偶者年金(被保険者本人の基本年金額の50%)が支給される。

(2) スウェーデン

賦課方式による年金について分割の仕組みはないが、積立方式による年金(新制度)については、夫婦ともに1938年以降生まれの場合、夫婦共同の申請に基づき、夫婦間で年金権を移転できる。(離婚とは無関係の措置)

参考文献

山本巳代子：「西ドイツにおける離婚配偶者の老後の生活保障に関する一考察」、
「西ドイツにおける女性の年金」

宮井忠夫：「西ドイツ家族法の改正について」

BfA（ドイツ連邦職員年金庁）：“BfA-INFORMATION9、Versorgungsausgleich in
der Rentenversicherung bei Ehescheidung”（離婚における年金保険の保障調整）

東京大学出版会：「先進諸国の社会保障3.カナダ」

米国社会保障庁：“Social Security Programs throughout the World”

カナダ人材開発省ホームページ

イギリス社会保障省：“A guide to Retirement Pension”、“Pensions for Women
for your Guide”

Tolley's：“State Benefits Guide”

Green Paper：“The Treatment of Retirement Pension rights on Divorce”

など